

**第3次 名古屋駅周辺地区 都市再生安全確保計画
(改定版)**

名古屋駅周辺地区安全確保計画部会

**令和4年7月
(令和5年7月一部変更)
(令和6年7月一部変更)
(令和7年7月一部変更)**

計画に関する用語について

【行動】

避難	大規模地震発生時に、身に迫った危険を避けるため、安全な場所に移動すること
退避	大規模地震発生時に、安全が確認されるまでの間、一時的に安全な場所に移動すること
一斉帰宅抑制	大規模地震発生時に、一斉に帰宅行動をとった場合、鉄道駅周辺や路上に膨大な滞留者が発生し、応急対策活動の妨げとなるなどの混乱が生じる恐れがあるため、むやみに移動を開始しないよう呼びかけ等を行うこと（名古屋市地域防災計画においても「むやみに移動（帰宅）を開始しない」ということが帰宅困難者対策の基本原則として記載されている）

【ひと】

滞在者	地区内に出勤・登校目的で来ている人（従業者及び通学者）
従業者	地区内に出勤目的で来ている人
通学者	地区内に登校目的で来ている人
居住者	その地域で居住している人
来訪者	地区内に買物・出張等で来ている人
帰宅困難者	滞在者・来訪者のうち、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人
帰宅困難来訪者	帰宅困難者のうち、滞在者で勤務先・通学先の建築物が倒壊の恐れがある等滞在場所を確保できなかった者及び来訪者
施設管理者等	企業・学校・駅・大規模集客施設・一時退避場所・退避施設・避難場所等・帰宅支援ステーション等の管理者・所有者・占有者
事業者	交通事業者・ライフライン事業者・施設管理者等

【施設】

一時退避場所	大規模地震発生時に、施設の安全性が確認されるまでの間、滞在者・来訪者が一時的に退避するための場所（名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画に定める都市再生安全確保施設）
退避施設	発災から 24 時間を限度として帰宅困難来訪者を受け入れるための施設で、帰宅困難来訪者が安全に風雨をしのぐことのできる施設（名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画に定める都市再生安全確保施設）
情報伝達施設	滞在者・来訪者の退避や移動の際に有用な情報を提供する施設（名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画に定める都市再生安全確保施設）
広域避難場所等	名古屋市地域防災計画において指定されている広域避難場所及び一時避難場所。大規模地震発生時に発生する延焼火災やその他の危険から、避難者の生命を保護するために、必要な面積を有する大規模公園、緑地、耐火建築物地域等のオープンスペース

【その他】

BCP (Business Continuity Plan)	各事業者において発災時における就業者の安全確保、事業の早期復旧、事業継続等の計画を定めた事業継続計画
DCP (District Continuity Plan)	発災時においても地域全体で都市機能を維持するための機能継続計画
BCD (Business Continuity District)	BCP、DCPを通じた災害に強い安全・安心な街（事業継続基盤強化地区）

目 次

はじめに

_____	1
-------	---

§ 1 滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針（法第19条の15第2項第一号）

1 計画の位置付け

1-1 計画の意義 _____	1
1-2 計画の対象範囲 _____	2

2 計画検討の前提条件

2-1 対象とする災害 _____	3
2-2 想定する地震と被害想定 _____	3

3 名古屋駅周辺地区の現況

3-1 滞在者・来訪者の状況 _____	6
3-2 耐震建築物の状況 _____	7
3-3 公園・道路の状況 _____	8
3-4 大規模都市開発の状況 _____	9
3-5 地区内事業者の災害への備え _____	10

4 地区の特性からみた課題と対応方向

4-1 名古屋駅周辺地区における滞在者・来訪者、帰宅困難者の推計 _____	12
4-2 都市再生安全確保施設の確保 _____	13
4-3 帰宅困難者・事業者・行政の発災時の行動 _____	13

5 計画の目標等

5-1 計画が目指す目標 _____	14
5-2 計画の作成・実施に向けての基本理念 _____	14
5-3 目標の実現に向けての取組み _____	15

§ 2 滞在者・来訪者の安全の確保のために実施する事業等

1 発災時に実施する事務や平常時における準備等(法第 19 条の 15 第 2 項第五・六号)

1-1 基本的な流れ	1 6
1-2 誘導の方向性	1 7
1-3 具体的な取組み	1 7
(1) 平常時における準備	1 8
(2) 発災時に実施する事務	2 1

2 都市再生安全確保施設の管理及び整備(法第 19 条の 15 第 2 項第二・三号)

2-1 都市再生安全確保施設の管理に関する事項	2 2
(1) 一時退避場所	2 2
(2) 退避施設	2 3
(3) 情報伝達施設	2 4
2-2 都市再生安全確保施設の整備に関する事業	2 4
(1) 退避施設	2 4
2-3 都市再生安全確保施設の位置図	2 5

おわりに

1 計画の変更

2 計画の体制

	2 6
--	-----

参考資料

1 「退避施設開設・運営ガイドライン(試行版)」の概要	2 7
2 「情報伝達ガイドライン(試行版)」の概要	3 1
3 「情報伝達ツール」の概要	3 5
4 帰宅困難者等の推計について	3 6

はじめに

平成24年4月に都市再生特別措置法が改正（7月1日施行）され、都市再生緊急整備協議会において都市再生安全確保計画を策定する制度が創設されました。この計画は、官民連携により多様な主体で構成される協議会が主体となって作成し、それぞれの実施主体が責任を持って実行する計画です。

当地域において初の取組みとして、大規模災害が発生した場合、大量の帰宅困難者等が発生し、大きな混乱を招くことが懸念されている名古屋駅周辺地区（以下、当地区）を対象に、第1次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画を平成26年2月に作成しました。この第1次計画をもとに、退避施設の拡充や退避施設の開設・運営に係る地区の共通ルール・帰宅困難者対策に必要な情報伝達をまとめたガイドラインの作成などを盛り込んだ第2次計画（平成28年2月）及び第2次計画（改定版）（平成29年3月）を作成してきたところです。

今回、名古屋駅周辺の大規模開発が竣工してきたことから、より実効性の高い計画として第3次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画（以下、本計画）を作成するものです。

「都市再生安全確保計画」とは（都市再生特別措置法 第19条の15より）

大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な、退避のために移動する経路、一定期間退避するための施設、備蓄倉庫その他の施設（以下、「都市再生安全確保施設」という。）の整備等に関する計画

都市再生安全確保計画の内容

- ・ 滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針（目標等）
- ・ 都市再生安全確保施設の整備・管理
- ・ 滞在者等の誘導、情報提供など安全の確保を図るために必要な事務 等

都市再生安全確保計画の効果

- ・ 地域の防災性能の向上
- ・ 地域のブランド力・価値の向上と都市の国際競争力の強化

§1 滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針（法第19条の15第2項第一号）

1 計画の位置付け

1-1 計画の意義

当地区は、1日の乗降客数が約122万人のターミナル駅を有しており、広域から多くの従業者、通学者や買物・出張などの来訪者が存在します。超高層ビルや地下街などが立地する人口・機能の集積エリアとして名古屋都市圏の中心的な役割を担う地区であり、本計画の作成と事業推進により一斉帰宅の開始による混乱を防止し、滞在者等にとって安全な街、ビジネスなど事業継続性の高いまちを実現することは、地域としての防災性能向上のみに留まらず、広域的な救急・救命・防災活動等の円滑化や、名古屋市全域さらには名古屋都市圏全体の安全確保に資するものです。

また、名古屋都市圏はモノづくりの中核圏域であり、首都圏のバックアップ機能も期待されます。名古屋駅は、関東圏と関西圏を結び、東京駅と同規模の乗降客数を有する全国的にも重要なターミナル駅です。当地区で帰宅困難者対策を始めとした官民連携による安全確保対策を先導的に進めることは、我が国全体の安全・安心にも大きく寄与します。

本計画の意義と効果を十分に発揮するためには、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定など自助による個々の企業等の取組みの促進を前提としますが、本計画により、地域としてさらに企業間等による共助（DCP：District Continuity Plan）の充実を促し、将来的な地域像としては、災害に強い安全・安心な街（BCD：Business Continuity District）という地域ブランドの確立を果たします。

さらには、こうした本計画の取組みによって都市の国際競争力を強化するとともに、世界に向けてその魅力をアピールし、名古屋都市圏の価値向上を図ります。

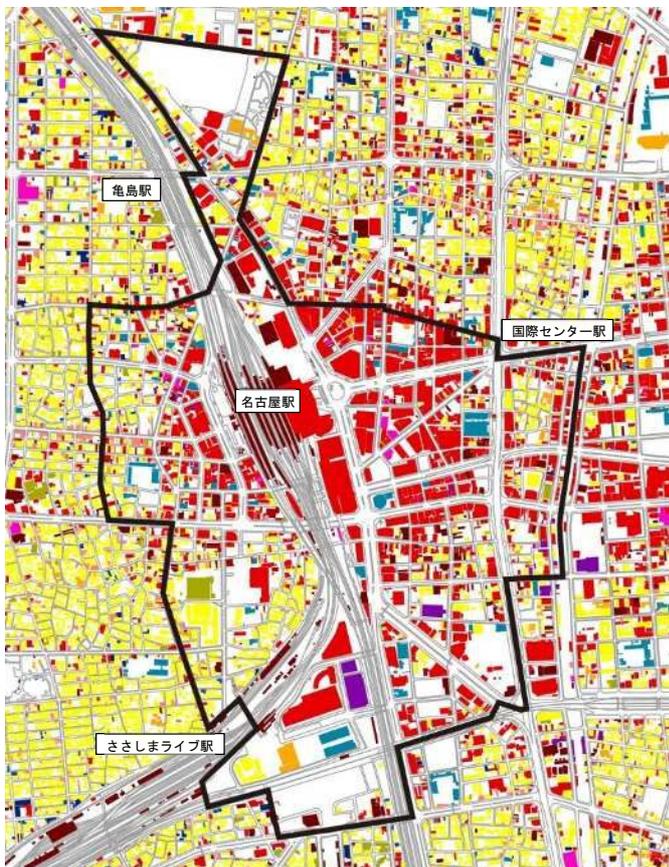
図-1 当地区の目指す将来像



1-2 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、都市再生緊急整備地域（平成27年7月24日指定）のうち、ターミナル駅が立地する名古屋駅周辺の堀川以西地域（名古屋駅周辺地区、約209ha）とします。

図-2 計画の対象範囲



建物用途 (H28)	
建物用途 (大分類)	
[Red]	官公庁施設
[Blue]	教育施設
[Orange]	宗教施設・文化施設
[Green]	医療養護施設
[Red]	商業施設
[Pink]	一般店舗施設・商業的サービス施設
[Purple]	娯楽施設(バー・ストリップ・劇場)
[Magenta]	娯楽施設(運動・遊興・パチンコ・ゲーム)
[Brown]	供給処理施設・運輸施設
[Dark Blue]	工業施設
[Light Blue]	工業的サービス施設
[Yellow]	住居施設
[Light Green]	農漁業施設
[Dark Blue]	公園・オープンスペース
[Grey]	墓地
[White]	その他
[White]	未建築地

(出典) 名古屋市都市計画基礎調査（平成28年）のGISデータより作成

2 計画検討の前提条件

2-1 対象とする災害

名古屋市域で発生する震度6弱以上の地震を対象とします。

2-2 想定する地震と被害想定

計画検討に用いる前提条件として、中央防災会議 防災対策推進検討会議の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループがとりまとめた「南海トラフ巨大地震の被害想定について（平成24年8月 第一次報告、平成25年3月 第二次報告）」による知見を踏まえ、災害発生時のライフライン、交通機関の被災状況を想定します。

表-1 想定する地震

想定する地震	南海トラフ巨大地震（平成24年8月 第一次報告）
地震動	・震度6強～6弱の揺れが3分程度、立つこともできない状態がしばらく続く、震度4以上の余震が頻繁に起こる。
津波	・地震発生後1時間40分程度で港区に津波第1波が到達する。 ※当地区での具体的な浸水被害等及びその影響は、現時点では考慮しない。

表-2 交通機関・ライフラインの被害想定(県内、東海地域の状況)

交通機関	鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県内の全線で、軌道変状のほか電柱、架線、高架橋の橋脚等に被害が生じ不通となる。 ・3日～1週間後は、各在来線は応急復旧作業中であり不通のままである。1か月後には、津波被害を受けていないエリアの一部復旧区間で折り返し運転が開始され、震度6弱以上の揺れを受けた路線の約50%が復旧する。
	電気	<ul style="list-style-type: none"> ・発災直後は東海三県の約9割で停電。需給バランス等に起因した停電は、供給ネットワークの切替等により3日程度で多くが解消されるが、東海三県では1～5割の停電が継続。1週間後には、電柱（電線）被害等の復旧も進み、約9割以上の停電が解消する。
ライフライン	ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・発災直後は東海三県の約2～6割で供給停止。安全点検やガス導管等の復旧により供給停止が徐々に解消され、約6週間後に大部分が復旧する。
	上水道	<ul style="list-style-type: none"> ・発災直後は東海三県の約6～8割が断水。1か月後には1～2割で断水状態が続く。
	下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・発災直後は東海三県の9割が利用困難となる。約3週間後に、9割以上の利用支障が解消する。
	通信	<ul style="list-style-type: none"> ・固定電話は、東海三県で約9割が通話支障（通話規制除く）。停電による不通は数日間で解消し、通信設備の被災の影響も1週間後にはほぼ復旧する。 ・携帯電話は、被災直後は輻輳により大部分の通話が困難。非常用電源の電力供給が停止する1日後に停波基地局率は最大となる。基地局の停電による広域的な不通は数日間で解消する。

当地区では、大規模地震の発生によって下図のような災害発生の危険性があります。災害発生時の被害の様相として、前掲の「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）」に基づき、下表のような各事象を想定します。

表-3 当地区で想定される様相

物的被害	・ 揺れによる建物倒壊 (特に 1980 年以前の木造建物が 多い太閤方面等に被害が発生する 可能性)	全壊	293 棟
		半壊	521 棟
		木造全半壊	614 棟
人的被害	・ 長周期地震動により、高層建築物が影響		
	・ 出火件数		0.52~1.74 件
人的被害	・ 死者、負傷者	死者	75 名
		負傷者	1,245 名

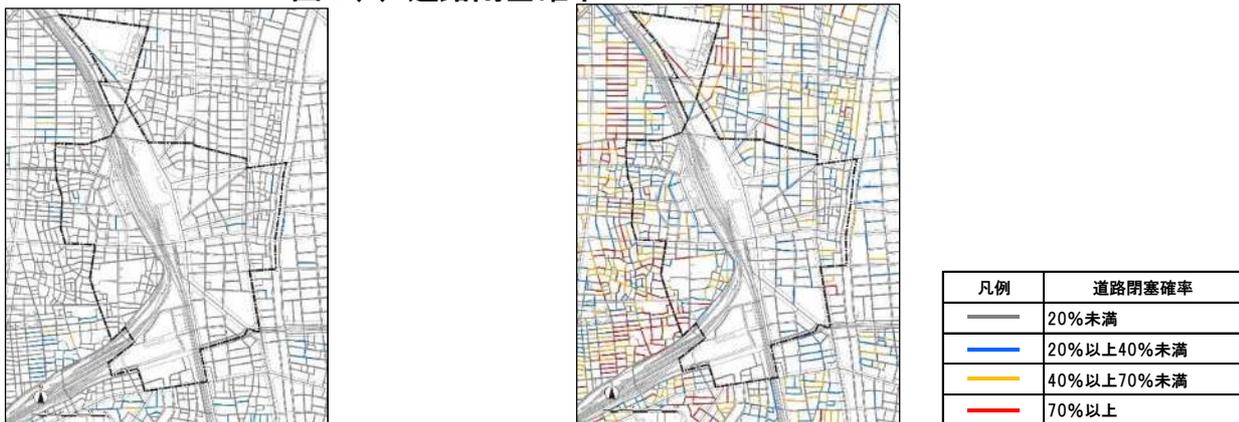
参考として、南海トラフ巨大地震の被害想定について（平成26年2月 名古屋市消防局）に基づく当地区における災害発生危険性を図-3(1)~図-3(4)に示す。

※図-3(1)・(2)：震災に強いまちづくり方針（平成27年1月）の地震災害危険度評価より作成

※図-3(3)・(4)：南海トラフ巨大地震の被害想定について（平成26年2月）より作成

○道路閉塞

図-3(1) 道路閉塞確率



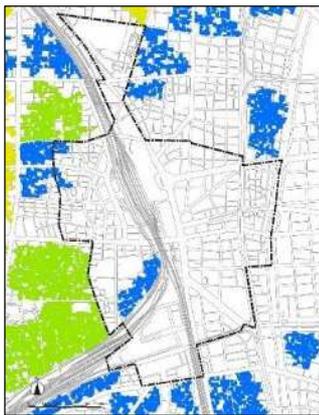
(過去の地震を考慮した最大クラス)

(あらゆる可能性を考慮した最大クラス)

- ・ 建物倒壊、倒壊危険及び液状化等から、主要な街路にまで影響を及ぼすような状況は推定されないものの、当地区においても道路閉塞が発生する可能性がある
- ・ 特に幅員8m未満の道路が多い、駅西方面、堀川～江川線間において発生する可能性がある

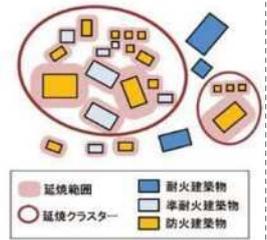
○火災延焼の危険性

図-3(2) 火災延焼の危険性(延焼クラスター)



延焼クラスター内の建物数	
白	2~100棟未満
青	100~500棟未満
緑	500~1,000棟未満
黄	1,000~2,500棟未満
橙	2,500棟以上

延焼クラスターとは、市街地の火災に対する潜在的な延焼危険性を評価する指標で、出火を放置した場合に最終的に焼失する可能性のある建物群を示すもの。



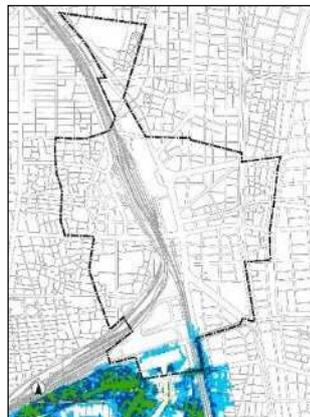
- 当地区の周囲において、火災延焼による被害発生の可能性がある

○津波浸水

図-3(3) 津波浸水深・区域



(過去の地震を考慮した最大クラス)



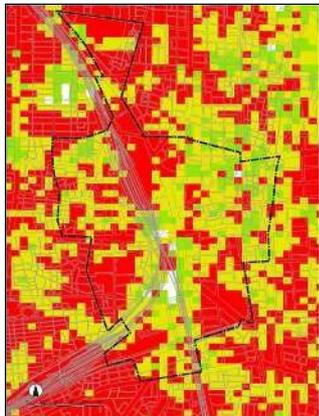
(あらゆる可能性を考慮した最大クラス)

最大浸水深	
ピンク	2.0m-3.0m
オレンジ	1.5m-2.0m
黄	1.0m-1.5m
緑	0.5m-1.0m
青	0.3m-0.5m
水色	0.3m未満

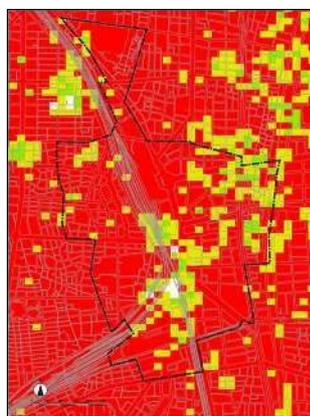
- 地震発生後1時間40分程度で港区に津波第1波が到着する
- 中川運河の水門(常時閉鎖)が揺れにより破壊される等して、河川遡上を想定する場合、堀止船だまり周囲に0.3m程度の浸水の可能性がある

○液状化の可能性

図-3(4) 液状化の可能性



(過去の地震を考慮した最大クラス)



(あらゆる可能性を考慮した最大クラス)

液状化可能性	
赤	大
黄	中
緑	小
白	なし

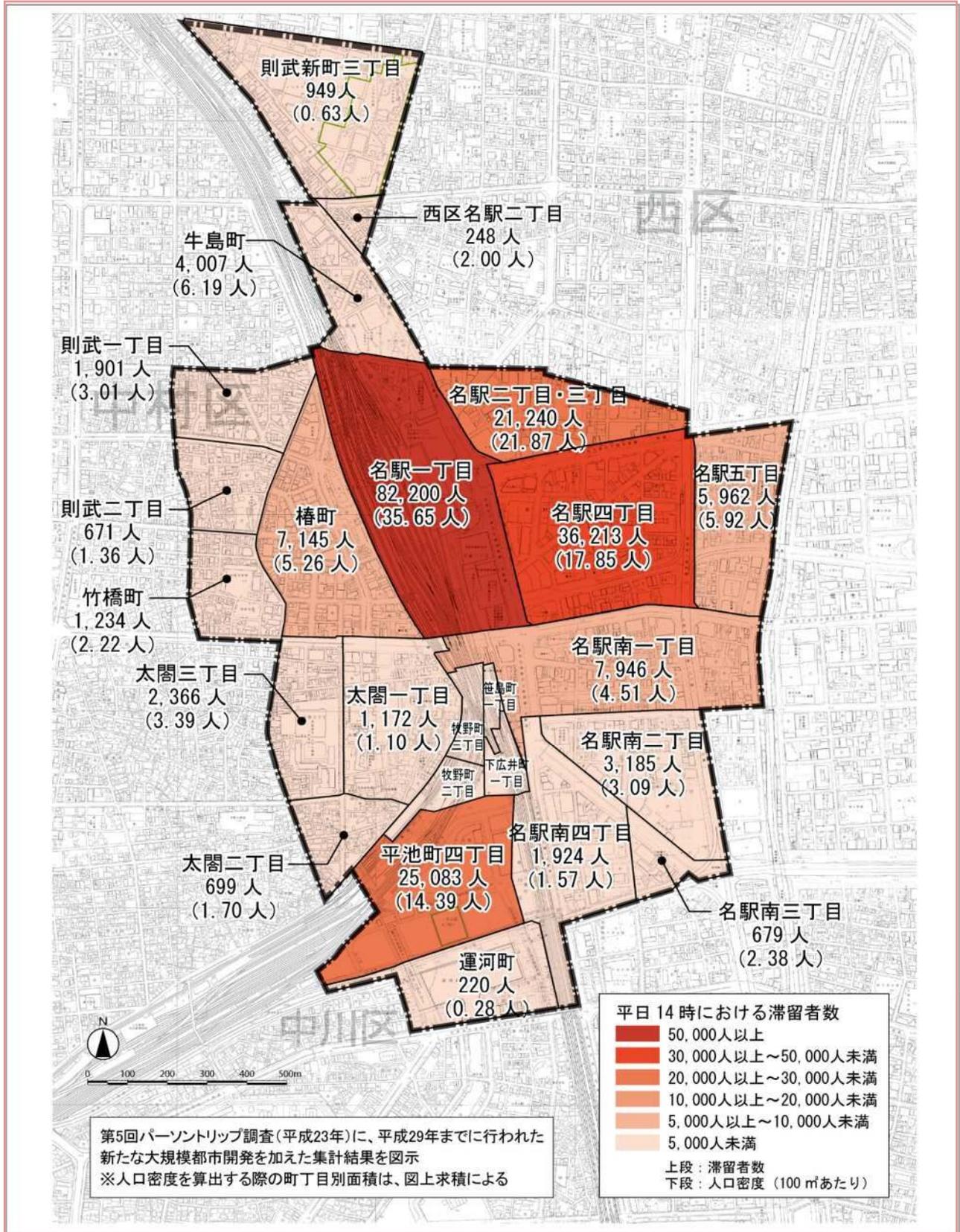
- 当地区は液状化発生の可能性が高い

3 名古屋駅周辺地区の現況

3-1 滞在者・来訪者の状況

滞在者・来訪者の集積が高いのは、名駅一丁目～四丁目、平池町四丁目（うち都市再生緊急整備地域）で、当地区全体の8割近くを占めている。

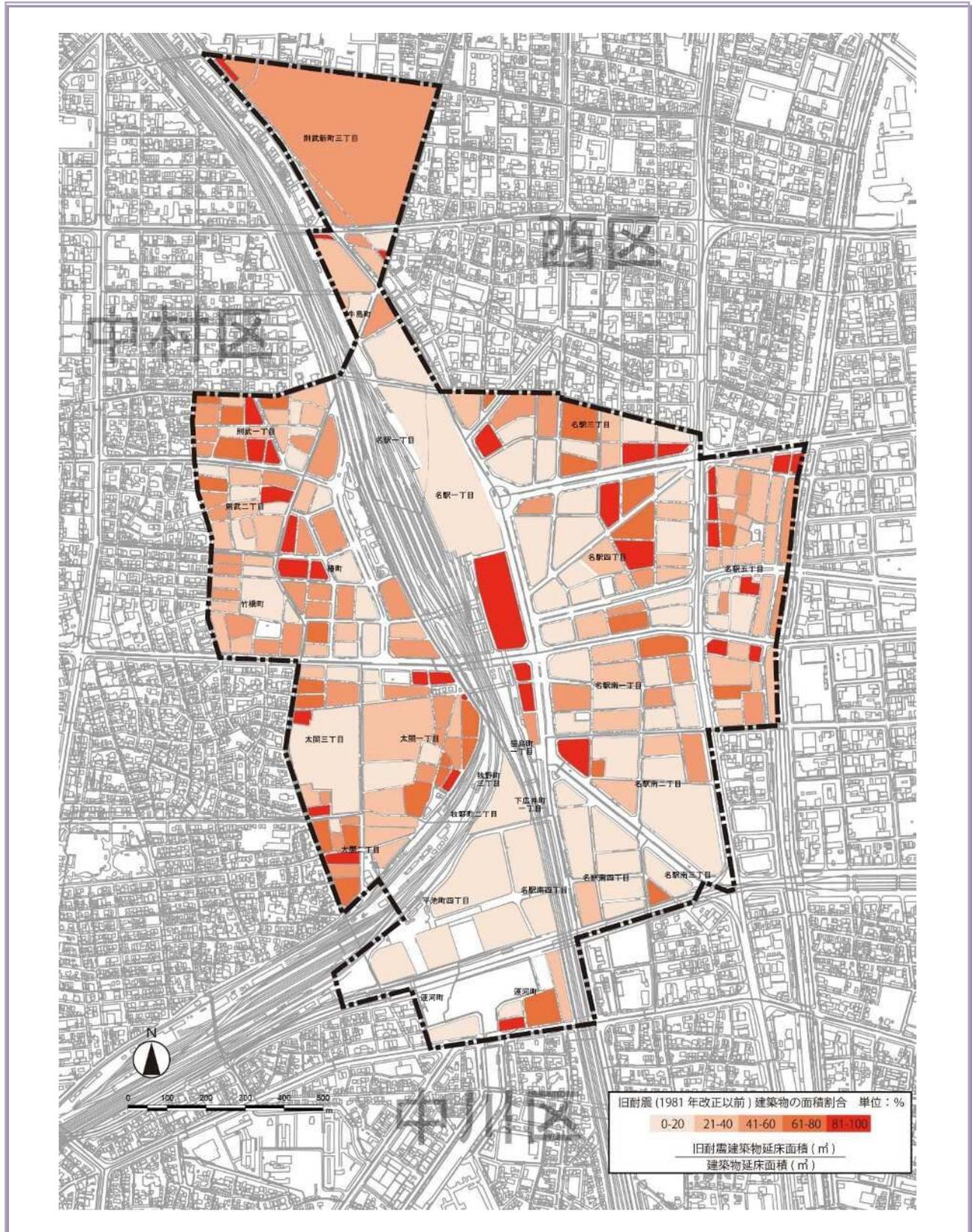
図-4 滞在者・来訪者の集積



3-2 耐震建築物の状況

旧耐震建築物の割合は26%となっている。名古屋駅前のように街区単位での再開発により建物更新が進んだ街区と旧耐震建築物が残る街区が混在しているが、目立った特徴はみられない。
(平成29年時点)

図-5 耐震建築物の状況



3-3 公園・道路の状況

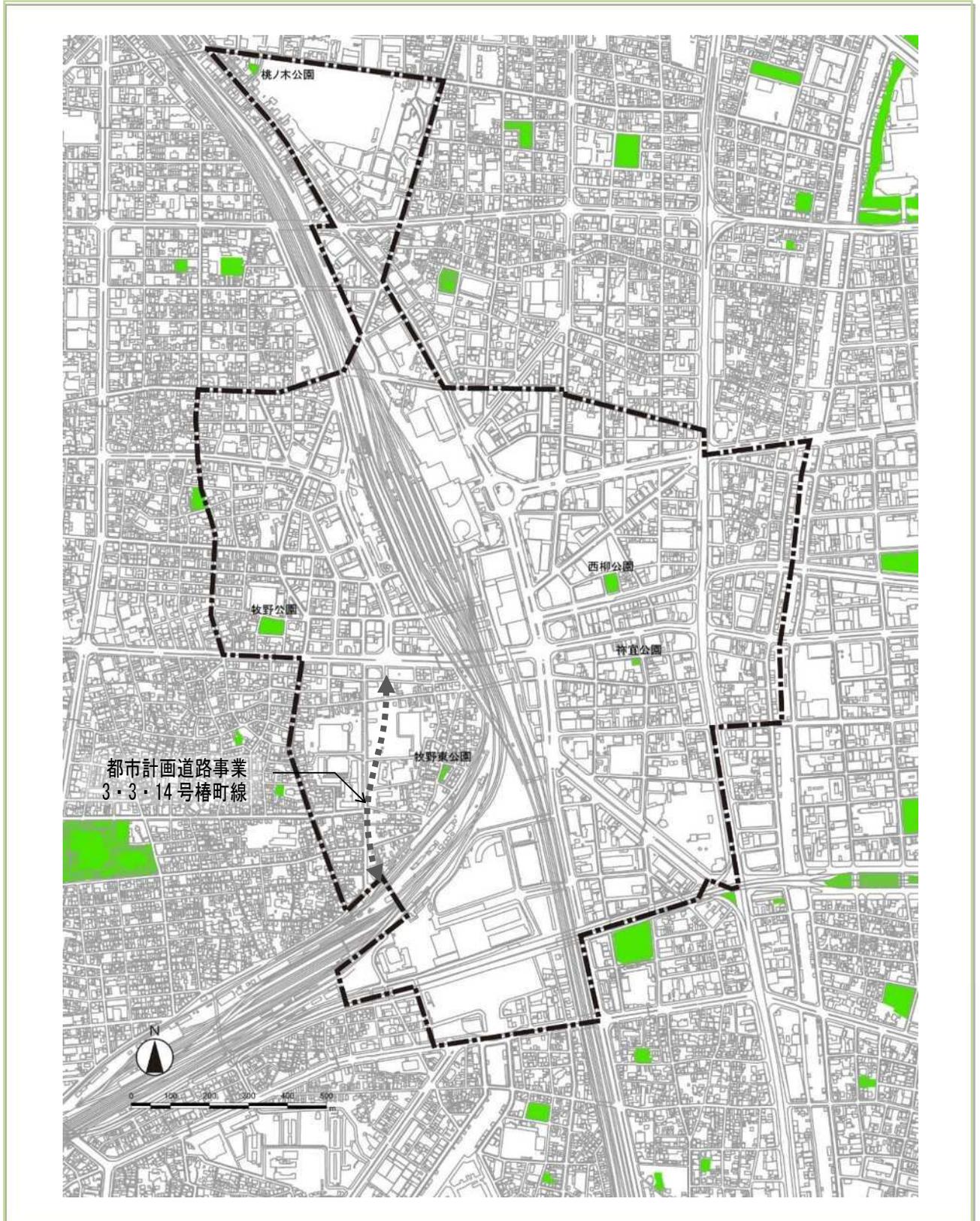
地区内の都市公園の配置は、下図のようになっている。

都市公園 4,800 m²

道路 599,145 m² (うち歩道 156,361 m²)

(都市公園：平成28年時点 道路：平成27年度の都市計画基本図より計測)

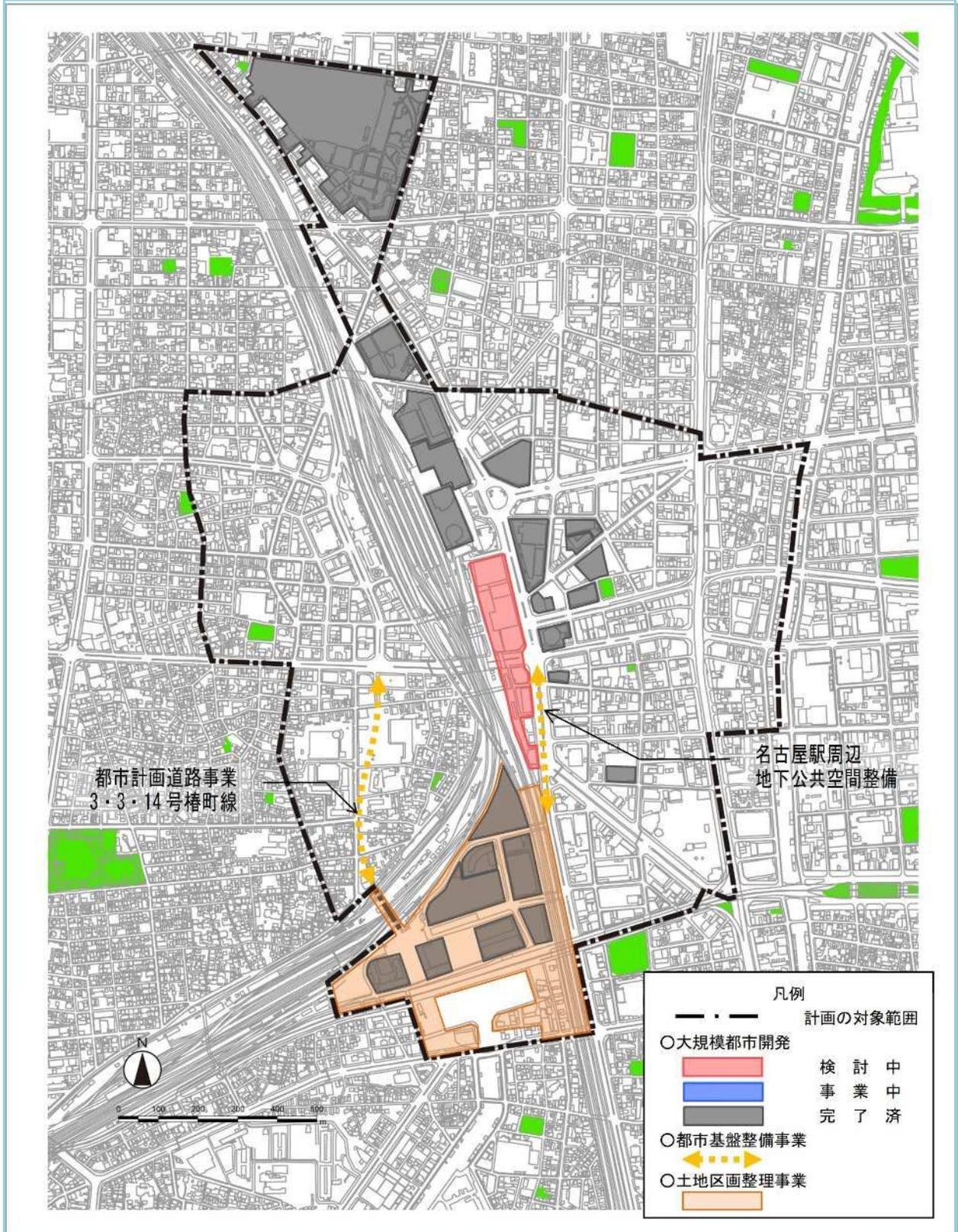
図-6 公園・道路の状況



3-4 大規模都市開発の状況

地区内では、下図のような大規模都市開発が実施され、名古屋駅周辺地区における滞在者・来訪者が増加してきている。また、名鉄名古屋駅地区再開発などが検討されている。（令和4年7月現在）

図-7 大規模都市開発の状況



3-5 地区内事業者の災害への備え

以下の現状分析及び考察は、名古屋駅周辺地区内の事業者（180 者）に対して実施したアンケート調査（H27.8 実施）に回答頂いた事業者（54 者）の結果をもとに整理したものです。

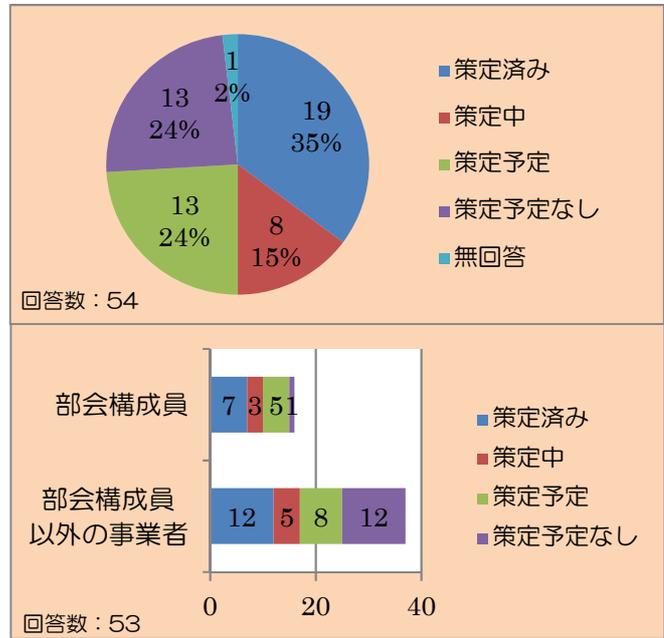
○事業継続に関する地区内事業者の現状

①BCPの策定状況

安全確保計画の前提となるBCPの策定状況をみると、7割強の事業者（40 者）が「策定済み・策定中・策定予定」であるのに対し、2割以上の事業者（13 者）が「策定の予定なし」となっています。

安全確保計画部会の構成員（以下、「部会構成員」という。）（16 者）では、ほとんどの事業者が「策定済み・策定中・策定予定」であるのに対し、部会構成員以外の事業者（37 者）では、その3割強（12 者）が「策定の予定なし」と状況が異なります。

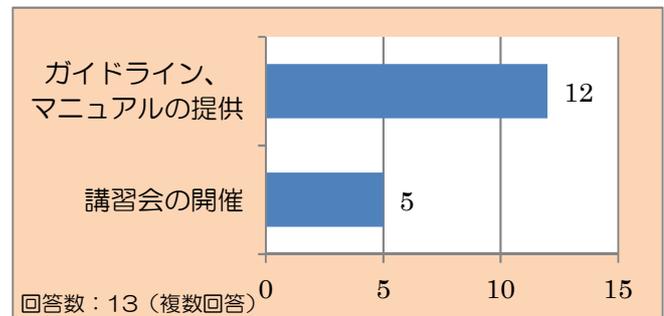
安全確保計画部会に所属していない事業者を中心に、BCP 策定に向けた啓発・支援を行うことが課題といえます。



※無回答（1 者）除く

②BCPの策定支援策

「策定予定なし」とした事業者のうち、BCP 策定に際し希望するサービスとして、9割強の事業者（12 者）で「ガイドラインやマニュアルの提供」を挙げ、4割弱の事業者（5 者）が「講習会の開催」を挙げています。BCPの策定支援には、ガイドラインやマニュアルの提供が有効と考えられます。



③事業継続にかかる課題認識

【単独による取組みの限界】

発災後の速やかな事業の再開・継続に向けた単独による取組みについて、8割強の事業者（45 者）が「限界がある」と回答し、1割強（7 者）が「分からない」と回答し、「分からない」を含めると、ほとんどの事業者が単独での事業継続に不安を抱えている状況が伺えます。

単独による取組みの限界があるとして回答された主な事項は以下のとおりです。

通勤・業務に係る移動手段	27 者 (全体の 5 割)
電力	26 者 (全体の 5 割弱)
電話	23 者 (全体の 4 割強)
ネット回線	21 者 (全体の 4 割弱)
上下水道	21 者 (全体の 4 割弱)
建物の安全性評価・修復	21 者 (全体の 4 割弱)
ガス	20 者 (全体の 4 割弱)
物資の輸送手段	15 者 (全体の 3 割弱)

回答数：45 (複数回答)

【共助による取組みの可能性】

発災時の速やかな事業の再開・継続に向けて、地区内の他の事業者と連携して自ら取組む（共助）の意識について、「連携できる取組みがある（14者）」、「連携できる取組みはない（6者）」、「分からない（33者）」と、具体的な取組みについて理解不足の状況となっており、取組みの具体化が課題といえます。

なお、共助の取組みとして可能な事項として、14者から以下の回答を得ました。

通勤・業務に係る移動手段	4者
建物の安全性評価・修復	4者
代替施設の準備	4者
物資の輸送手段	3者

回答数：14（複数回答）

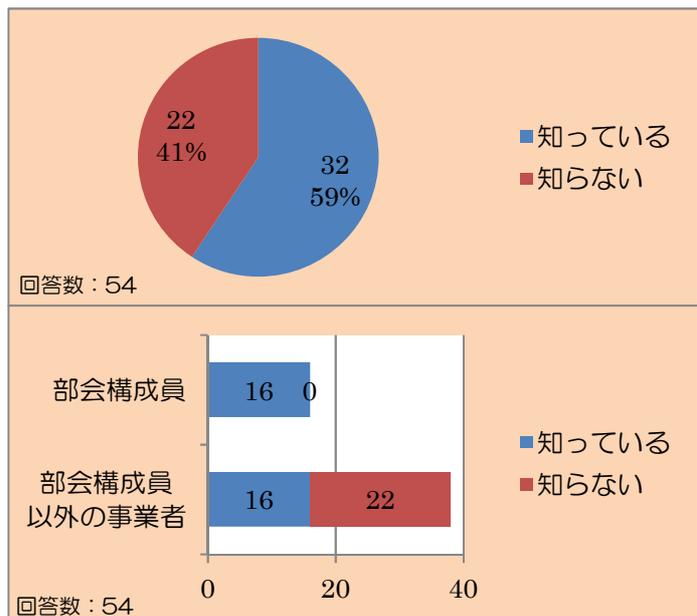
○安全確保計画の認知度

安全確保計画について「知っている」と答えた事業者は、全体の約6割程度（32者）です。

そのうち、部会構成員以外の事業者（37者）では、約4割強（16者）が「知っている」と答えています。

なお、部会構成員以外の事業者が、安全確保計画を認知した方法としては、「市HP・市政情報（8者）」「区役所（1者）」「市担当者からの説明（1者）」とほとんどが行政HPや行政情報となっています。

部会構成員に対する情報提供と比較すると、幅広い事業者への情報発信も課題といえます。



○一斉帰宅抑制の認知度

一斉帰宅抑制という考え方について「知っている」と答えた事業者は、全体の8割強（45者）であり、安全確保計画よりは認知度が高くなっています。

【従業者等への一斉帰宅抑制に向けた取組み】

従業者等に対する一斉帰宅抑制の取組みについて、平常時から周知・訓練等を行っている事業者が約6割（33者）、災害時において、情報収集・提供や必要な備蓄物資の提供等を実施する予定の事業者が約6割弱（30者）となっています。

【来訪者への一斉帰宅抑制に向けた取組み】

来訪者に対する一斉帰宅抑制の取組みについては、平常の周知・訓練等を行っている事業者が2割強（13者）、災害時の情報収集や提供等を予定している事業者も約3割（16者）と、従業者等に対する取組みに比べて、取組みが少ない状況となっています。今後、従業者等とともに来訪者に対しても、一斉帰宅抑制への取組みへの理解を深め、実施につなげていく必要があります。

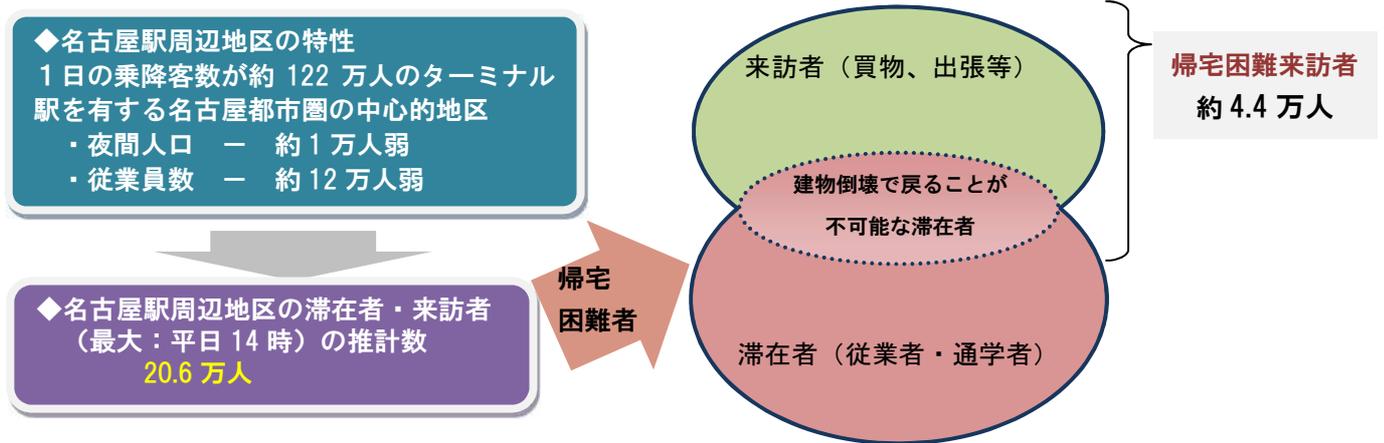
4 地区の特性からみた課題と対応方向

4-1 名古屋駅周辺地区における滞在者・来訪者、帰宅困難者の推計

帰宅困難者等の推計結果として、当地区には最大となる平日 14 時の時点で 20.6 万人の滞在者（従業者・通学者）・来訪者（買物、出張等）が見込まれます。そのうち徒歩移動距離及び建物倒壊を考慮した場合に、行き場の無い帰宅困難来訪者は 4.4 万人となり、本計画で対応していく必要があります。

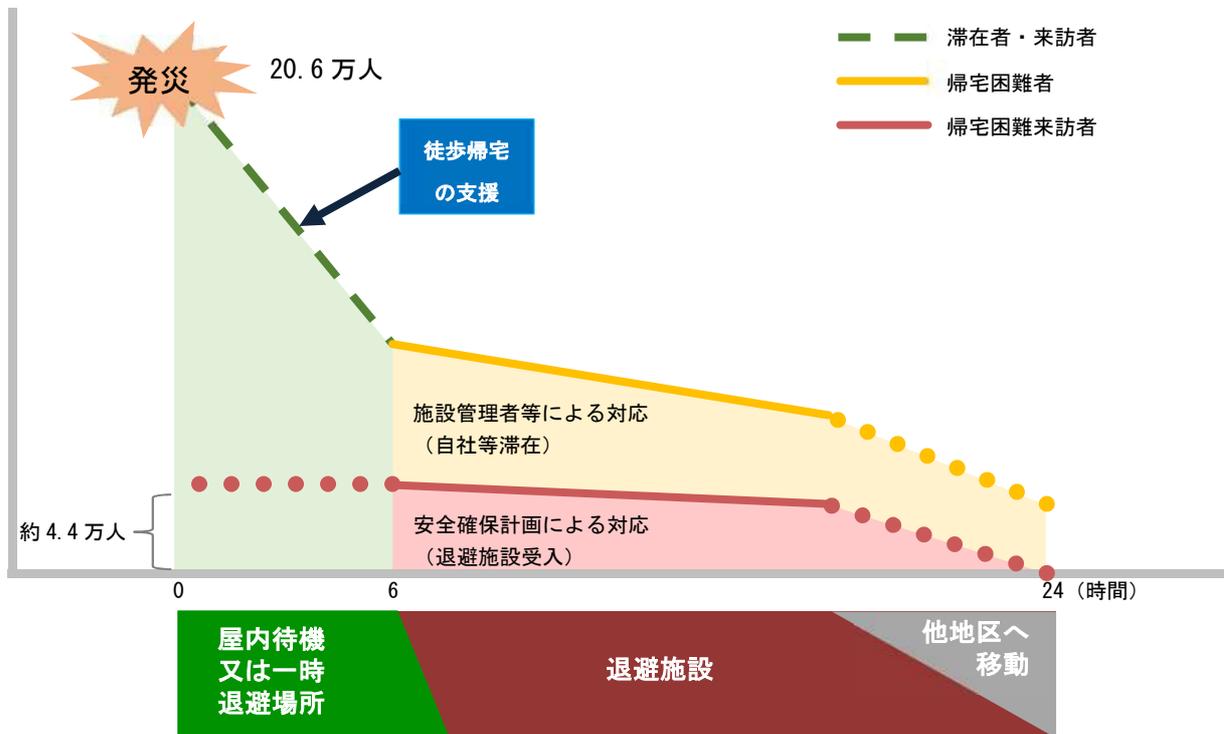
また、平日の対応だけでなく、来訪者（買物、出張等）が多くなる休日の対応についても検討していく必要があります。

図-8 名古屋駅周辺地区における滞在者・来訪者、帰宅困難者の推計



※帰宅困難者等の推計については、36 ページ「帰宅困難者等の推計について」を参照。
※推計値には、津波による帰宅困難の増加、エリア外からの流入は含まない。

図-9 発災後の滞在者・来訪者への対応



※発災から 24 時間以降の交通手段確保等を含む対応のあり方については、別に検討される内容を踏まえ、必要に応じて本計画にも反映させていくものとする。

4-2 都市再生安全確保施設の確保

当地区の特性を踏まえて、滞在者・来訪者の安全確保を図り、特に発災後の混乱等を防ぐためには、一時退避場所や退避施設など都市再生安全確保施設を確保していく必要があります。

○一時退避場所に係る対応

地震発生時に建物から滞在者・来訪者が一斉に屋外へ出た場合、人々が留まる空間が不足する恐れがあり、車道にあふれるような事態が起きないように身の安全を確保できる一時退避場所の整備・確保が必要です。

○退避施設に係る対応

交通機関の停止により帰宅困難来訪者が一定期間地区内に留まることになるため、安全に風雨をしのぐことができる屋内の退避施設の整備・確保が必要です。

防災性の高いまちを目指すために、最終的には、一人あたり 2.0 m²を基準に帰宅困難来訪者を収容できるスペースを確保していきますが、退避施設はまだ不足している状況であるため、内閣府の作成したガイドラインを参考に、一人あたり 1.65 m²を基準に帰宅困難来訪者を収容できるスペースを確保していくことを当面の目標とします。

○その他の施設等に係る対応

備蓄倉庫	退避施設へ安全かつ衛生的に留めるために必要な物資を保管する施設の整備が必要です。
情報伝達施設	滞在者・来訪者の退避や移動の際に有用な情報を提供する施設が必要です。
非常用発電設備	非常時の電源を整備することによって都市再生安全確保施設として活用が可能な施設に対しては、非常用発電設備の整備が必要です。

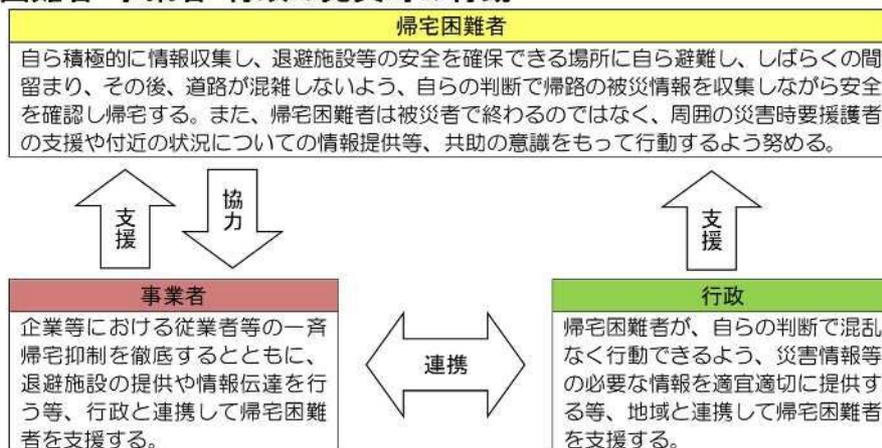
官民連携のもと、当地区の改善に繋がる新たな民間再開発の促進や既存施設の活用により、都市再生安全確保施設の確保を進めていきます。

4-3 帰宅困難者・事業者・行政の発災時の行動

大規模地震が発生した場合、事業者や行政は被災者への対応や事業継続にそれぞれ尽力するため、帰宅困難者への対応が制限されます。したがって、帰宅困難者自らが積極的に情報を収集し、収集した情報に基づき、混乱なく安全な場所に自ら避難し留まり、混乱なく帰宅することが重要です。

そのために大切なのは、事業者と行政が連携して帰宅困難者を支援することです。事業者は、従業員等の一斉帰宅抑制を徹底するとともに、帰宅困難者への退避施設の提供や情報伝達等を行います。また、行政は、帰宅困難者が自らの判断で混乱なく行動できるよう、必要な情報を適宜適切に提供します。

図-10 帰宅困難者・事業者・行政の発災時の行動



5 計画の目標等

5-1 計画が目指す目標

本計画では、課題となる滞在者と来訪者を対象に、計画事業の取組みによって実現を目指す目標を、以下のように設定します。

図-11 計画が目指す目標

1. 発災直後の混乱回避と発災後概ね 24 時間後までの滞在者等の安全確保と帰宅支援
2. 発災後の都市機能の維持と事業継続性の確保
3. 平常時における防災意識の共有化と向上

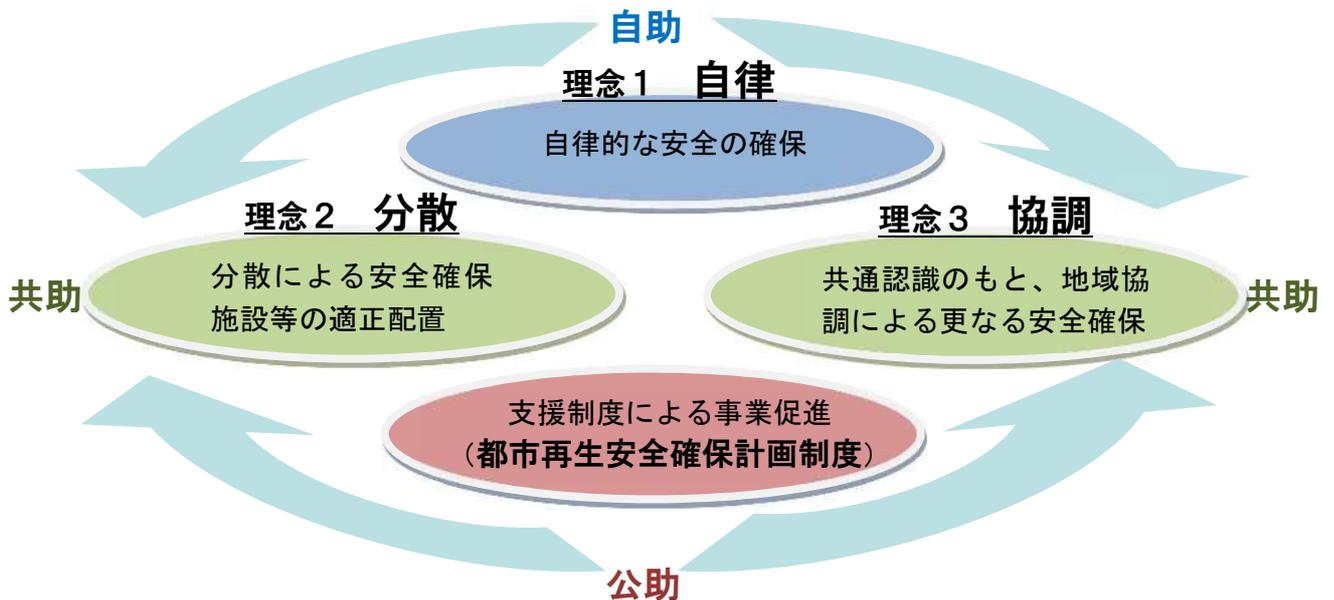
5-2 計画の作成・実施に向けての基本理念

防災対策は、本来、「自助・共助・公助」によって構築していくものであり、予防対策から発災後の復旧対策まで考えた場合には、「自助・共助・公助」の結びつきをさらに強固なものとし、市民・地域・企業・行政等のパートナーシップに基づいた「防災協働社会」の形成を進めていく必要があります（「名古屋駅地区滞留者等対策検討委員会結果報告」（平成 15 年）より）。

自助・共助・公助を背景とした協働による取組みを着実に進めるためには、計画の作成・実施に向けての基本理念を様々な関係主体が共有することが大切です。本計画では、関係者が共有すべき基本理念を、以下のとおりに定めます。

図-12 計画の作成・実施に向けての基本理念

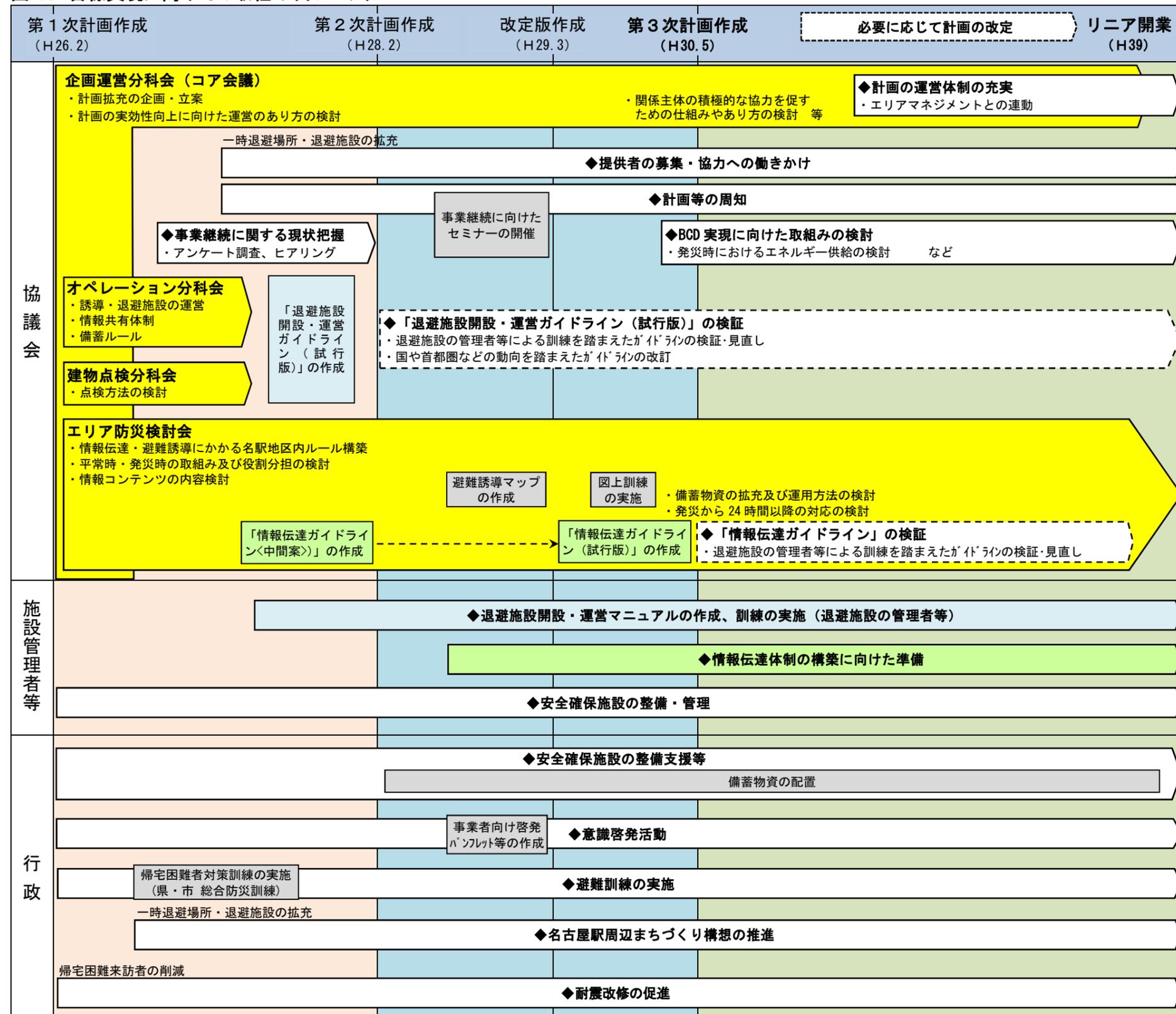
～ 市民・地域・企業・行政、滞在者・来訪者、全員で築く都市再生安全確保 ～



5-3 目標の実現に向けての取組み

目標の実現に向けて、第3次計画に記載した取組みを基盤として、関係主体での協議・調整を経ながら、今後も地区の安全確保に係る対策に取り組んでいきます。

図-13 目標実現に向けての取組み(イメージ)



<部会の様子>



<セミナーの様子>



<訓練の様子>

※発災から24時間以降の交通手段確保等を含む対応のあり方については、別に検討される内容を踏まえ、必要に応じて本計画にも反映させていくものとする。

§2 滞在者・来訪者の安全の確保のために実施する事業等

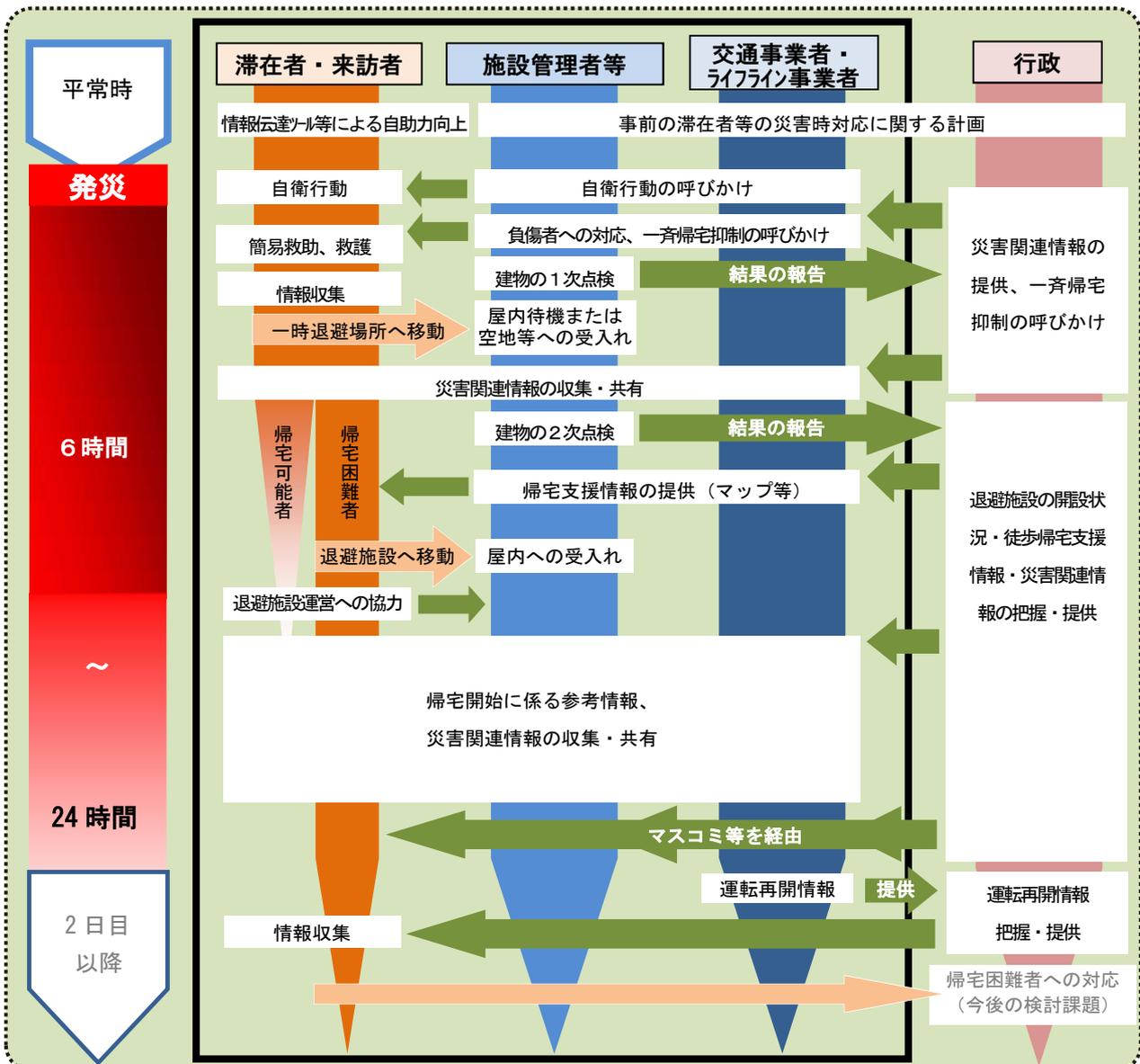
発災時に実施する事務や平常時における準備等や滞在者・来訪者の安全の確保のために実施すべき施設整備・管理といったソフト・ハード対策について記載します。第1次計画作成以降の協議・調整により、事業実施主体の合意を得られた事業、事務等を記載しており、今後も引き続き協議・調整を行い、必要に応じて改定を行います。

1 発災時に実施する事務や平常時における準備等(法第19条の15第2項第五・六号)

1-1 基本的な流れ

滞在者・来訪者の安全の確保を図るための対策を考える基本的な流れとして、以下のようなフローが想定されます。一斉帰宅抑制のための対策、一時退避場所等への避難誘導、退避施設の開設・運営及び災害関連情報の収集・提供といった事務を発災後の対応として実施します。また、発災時に円滑に対策を実施できるよう、訓練の実施など平常時から取り組みを行います。

図-14 基本的な流れ



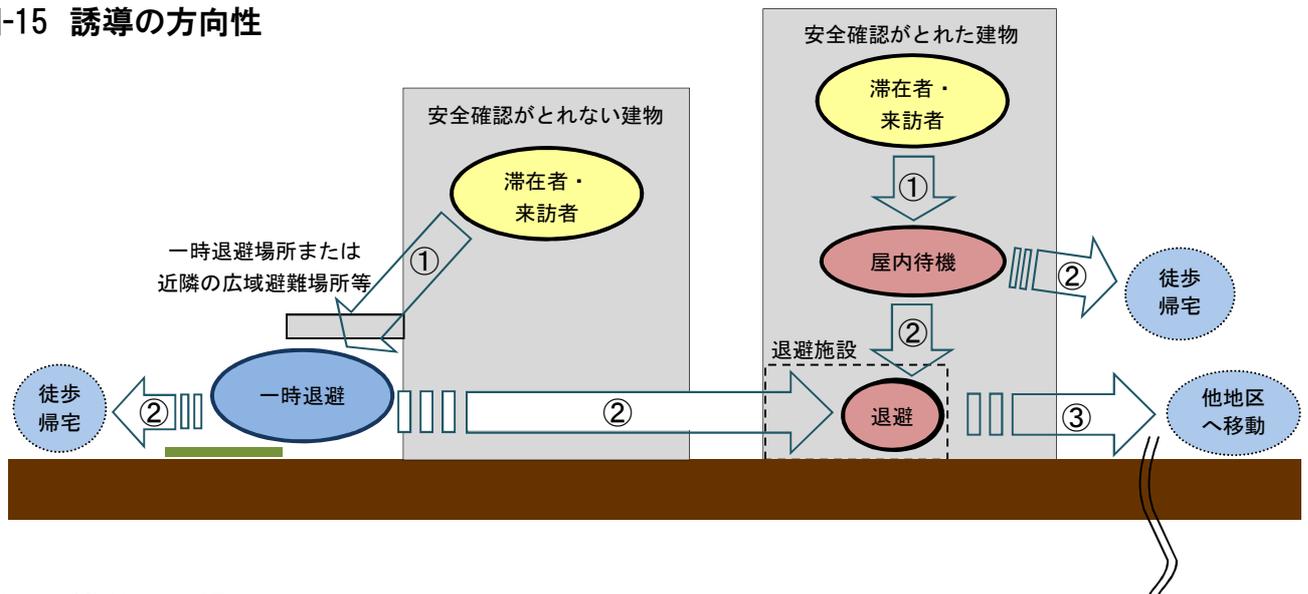
※ 各情報の提供・報告は可能な範囲で実施することとする。

1-2 誘導の方向性

滞在者・来訪者への誘導の方向性として、次のように考えます。

- ① 発災直後は、安全確認がとれた建物においては屋内待機とし、その他は一時退避場所または、近隣の広域避難場所等へ誘導します。
- ② 発災から6時間までの間は、徒歩帰宅可能者に対しては道路が混雑しないように順番に徒歩帰宅を支援し、帰宅困難来訪者に対しては建物の安全点検完了後に退避施設へ受け入れます。
- ③ 発災後6時間から24時間までの間は、退避施設で退避し、帰宅に向けて他地区へ移動を開始します。

図-15 誘導の方向性



1-3 具体的な取組み

滞在者・来訪者の安全の確保を図るために実施すべき具体的な取組みを、6つの区分に整理して示します。

区 分		発災時	平常時
1	一斉帰宅の抑制	○	○
2	情報伝達	○	○
3	一時退避場所・退避施設の確保	○	○
4	帰宅支援	○	○
5	備蓄物資	×	○
6	啓発・訓練	×	○

(1) 平常時における準備

滞在者・来訪者の安全の確保を図るため、部会構成員の平常時における準備を下表に示します。

表-4-1 平常時における準備①

区分	具体的な取組み	内容
一斉帰宅の抑制	事業者への啓発	行政と事業者が連携し、「事業者向け啓発パンフレット ^(※1) 」を作成・更新するとともに、セミナー等を開催し、発災時に一斉帰宅による混乱を防止するため従業員等を施設内に留めおく必要があることを、地域の事業者に対し周知します。
	従業員・通学者への啓発	行政と事業者が連携し、「携帯マニュアル ^(※2) 」の配布等により、発災時に勤務先や通学先での待機が可能な者はそれぞれの勤務先や通学先で施設内待機することを従業員・通学者に対し周知します。また、従業員等の施設内待機のために必要な備えについても呼びかけます。
	来訪者への啓発	行政と事業者が連携し、施設内での「啓発ポスター ^(※3) 」の掲示や「携帯マニュアル」の配布等により、発災時、むやみに移動を開始しないこと、自ら積極的に情報を収集し自らの判断により行動する必要があること、そのために平常時から備えておくべきこと等について、来訪者に対し啓発します。
	施設内待機のための備え	事業者は、発災時に従業員等を施設内に留めおくため、「事業者向け啓発パンフレット」を活用し、施設の安全確保や備蓄、従業員等への啓発、安否確認手段の確保等に取り組みます。
情報伝達	情報伝達ガイドラインの検証	安全確保計画部会により、発災時に必要な帰宅困難者対策に係る情報伝達の地区内共通のルールを検討した情報伝達ガイドラインについて、訓練の実施を踏まえて、必要に応じてガイドラインの検証を行います。
	情報伝達体制の構築	情報伝達ガイドラインに基づき、発災時に必要な情報が伝達できるよう、地区内における情報伝達のルールや流れについて共通認識を持ち、行政や事業者が平常時から連携に努めます。
	情報入手・提供方法の周知	行政と事業者が連携し、施設内での「啓発ポスター」の掲示や「携帯マニュアル」の配布等により、発災時に滞在者・来訪者が必要な情報を収集するための情報入手・提供方法について周知します。
	各施設内における情報伝達環境の整備	事業者は、発災時に滞在者・来訪者が自ら判断し行動するために適宜必要な情報を提供できるよう、各施設内における情報伝達環境を整備しておきます。

(※1～3) 参考資料3：「情報伝達ツール」の概要

表-4-2 平常時における準備②

区分	具体的な取組み	内容
一時退避場所・退避施設の確保	退避施設開設・運営ガイドラインの検証	安全確保計画部会により、発災時に退避施設を円滑に開設・運営するための地区内共通のルールを検討した退避施設開設・運営ガイドラインについて、訓練の実施や国・首都圏の動向等を踏まえて、必要に応じてガイドラインの検証を行います。
	各退避施設のマニュアル作成	退避施設の管理者等は、ガイドラインを参考にそれぞれの施設状況に合わせた運用マニュアルを作成し、発災時における退避施設の迅速な開設と円滑な運営に備えます。
	一時退避場所・退避施設の拡充	行政と事業者が連携し、発災時に帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時退避場所・退避施設を拡充するよう努めます。
	一時退避場所・退避施設情報の周知	発災時に帰宅困難者が自ら退避施設等に退避し留まることができるよう、行政と事業者が連携し、施設内での「啓発ポスター」の掲示や「携帯マニュアル」の配布等により、一時退避場所・退避施設の情報を知ります。また、行政は「防災アプリ」等により必要な情報を提供します。
帰宅支援	時差帰宅ルールの検討	事業者は、発災時に帰宅時間が集中しないよう、平常時から従業員等の居住地や家庭の事情を考慮し、時差帰宅ルールを検討するよう努めます。
	徒歩帰宅支援情報の周知	発災時に滞在者・来訪者が自ら安全を確認し帰宅できるよう、行政と事業者が連携し、施設内での「啓発ポスター」の掲示や「携帯マニュアル」の配布等により、徒歩帰宅支援ステーションや徒歩帰宅経路の情報及びその入手方法等について周知します。また、行政は「防災アプリ」等により必要な情報を提供します。
備蓄物資	備蓄物資の拡充・運用方法の検討	行政と事業者が連携し、帰宅困難者のための備蓄物資の拡充を図るとともに、効果的な運用方法について検討します。

<参考> 地区内での備蓄倉庫の整備事例



表-4-3 平常時における準備③

区分	具体的な取組み	内容
啓発・訓練	啓発の実施	行政と事業者が連携し、発災時に備え一人ひとりが平常時から行うべき取組みが認識されるよう、帰宅困難者対策に係る啓発を継続的に行います。
	訓練方法の検討	行政と事業者が連携し、地震を想定した防災訓練等にあわせて帰宅困難者対策を実施できるよう、訓練方法を検討します。
	訓練の実施	行政と事業者が連携し、地域または各施設内において訓練を実施し、発災時の対応手順や役割の確認、地区内で定めた共通ルール等を検証します。

(2) 発災時に実施する事務

滞在者・来訪者の安全の確保を図るため、部会構成員が発災時に実施する事務を下表に示します。

表-5 発災時に実施する事務

区分	具体的な取組み	内容
一斉帰宅の抑制	一斉帰宅抑制の周知	一斉帰宅による混乱を防止し安全を確保するため、行政と事業者が連携し、平常時からの「啓発ポスター」の継続的な掲示等により、滞在者・来訪者に対し「むやみに移動を開始しない」ことを周知します。また、行政は状況に応じて、地区付近の防災スピーカーを活用し、必要な情報を提供します。
情報伝達	周知・注意喚起情報の提供 ^(※4)	行政と事業者が連携し、滞在者・来訪者が混乱を回避し安全を確保するために必要な情報を周知し、注意喚起します。
	情報入手・提供方法の周知 ^(※4)	行政と事業者が連携し、平常時からの「啓発ポスター」の継続的な掲示等により、滞在者・来訪者が必要な情報を収集するための情報入手・提供方法について、周知します。
	滞在者・来訪者を安全に退避・帰宅させるための情報の提供 ^(※4)	行政と事業者が連携し、「避難誘導マップ ^(※5) 」の速やかな掲示等により、滞在者・来訪者が混乱なく自ら行動するために必要な情報を提供します。また、行政は「防災アプリ ^(※6) 」等により必要な情報を提供します。
一時退避場所・退避施設の確保	一時退避場所の提供	一時退避場所の管理者等は、帰宅困難者が退避する屋内施設の安全性が確認されるまでの間、帰宅困難者が一時的に退避するための場所を提供します。
	退避施設の開設・運営	退避施設の管理者等は、行き場のない帰宅困難来訪者を発災から24時間を限度として受け入れるため、退避施設を開設・運営します。
	一時退避場所・退避施設情報の提供	行政と事業者が連携し、一時退避場所・退避施設の情報や受け入れ可否等の情報を帰宅困難者に提供します。また、行政は「防災アプリ」等により必要な情報を提供します。
帰宅支援	徒歩帰宅支援情報の提供	行政と事業者が連携し、滞在者・来訪者が自ら情報を収集し自らの判断で安全を確認して帰宅できるよう、情報提供に努めます。また、行政は「防災アプリ」等により必要な情報を提供します。

(※4) 参考資料2：「情報伝達ガイドライン（試行版）」の概要

(※5～6) 参考資料3：「情報伝達ツール」の概要

2 都市再生安全確保施設の管理及び整備(法第19条の15第2項第二・三号)

2-1 都市再生安全確保施設の管理に関する事項

既に整備済みの一時退避場所、退避施設及び情報伝達施設の管理主体等を下表に示します。

(1) 一時退避場所

表-6 一時退避場所

(R7.7 時点)

番号	施設名称	所有者	管理主体	施設概要	備考
A1	西柳公園	名古屋市	名古屋市	空地	
A2	ウインクあいち	愛知県	アイラック愛知株式会社	空地、軒下	
A3	ミッドランドスクエア	3地権者	トヨタ不動産株式会社	空地	
A4	モード学園スパイラルタワーズ	学校法人日本教育財団	学校法人日本教育財団	エントランス・通路	
A5	JR 名古屋駅	東海旅客鉄道株式会社	東海旅客鉄道株式会社	コンコース等	
A6	地下鉄名古屋駅	名古屋市	名古屋市	コンコース	
A7	名鉄名古屋駅・ 名鉄バスターミナルビル	名古屋鉄道株式会社	名古屋鉄道株式会社	コンコース・ピロティ	
A8	近鉄名古屋駅	近畿日本鉄道株式会社	近畿日本鉄道株式会社	コンコース	
A9	あおなみ線名古屋駅	名古屋臨海高速鉄道株式会社	名古屋臨海高速鉄道株式会社	改札内通路	
A10	ノリタケの森	ノリタケ株式会社	ノリタケ株式会社	空地	
A11	名古屋三井ビルディング本館	三井不動産株式会社	三井不動産株式会社	空地	
A12	名古屋三井ビルディング新館	三井不動産株式会社	三井不動産株式会社	空地	
A13	名古屋ルーセントタワー	6地権者	三井不動産ビルマネジメント株式会社	空地	
A14	愛知大学	学校法人愛知大学	学校法人愛知大学	モールの一部、空地	
A15	JP タワー名古屋	日本郵便株式会社・名工建設株式会社	JPビルマネジメント株式会社	空地	
A16	大名古屋ビルディング	三菱地所株式会社	三菱地所プロパティマネジメント株式会社	空地	
A17	中京テレビ放送株式会社本社ビル	中京テレビ放送株式会社	中京テレビ放送株式会社	まちかど広場	
A18	JR ゲートタワー	東海旅客鉄道株式会社	ジェアールセントラルビル株式会社	空地	
A19	シンフォニー豊田ビル	トヨタ不動産株式会社	トヨタ不動産株式会社	B1 階共用部通路	
A20	名古屋プライムセントラルタワー	複数地権者	東京建物株式会社	空地	
A21	堀止緑地	名古屋港管理組合	名古屋港管理組合	堀止緑地(一部)	
A22	名古屋都市計画事業ささしま ライブ 24 土地区画整理事業	名古屋市	名古屋市	1号公園、高架下広場(一部)	
A23	グローバルゲート	ささしまライブ24特定目的会社、 大和ハウス工業株式会社	大和ライフネクスト株式会社	空地	
A24	JICA 中部センター	独立行政法人国際協力機構	独立行政法人国際協力機構 JICA 中部センター	空地	
A25	第2名古屋三交ビル	三交不動産株式会社	三重交通コミュニティ株式会社	1階屋外オープンスペース	
A26	名駅南ビル	中部電力パワーグリッド株式会社	中部電力パワーグリッド株式会社	空地	
A27	名古屋三井ビルディング北館	三井不動産株式会社	三井不動産ビルマネジメント株式会社	1階外構部歩道上空地	
収容人数合計				約 5.6 万人	

※一時退避場所は、管理主体が使用可能と判断した場合に限り開設されるものであり、使用できない場合もある。

※所有者・管理主体は場所のみを善意により提供するものであり、一時退避場所内の安全確保は、退避者が原則自己の責任において行うものとする。

※一時退避場所の収容人数は、一人あたり約 1 m²を基準に算出した。

当地区の滞在者・来訪者約 20.6 万人のうち約 7 割に当たる約 14.0 万人が、名駅一丁目～名駅四丁目に集中しております。

第1次計画作成時の構成員を対象とした調査によると、発災直後の屋内待機が約 5 万人であり、最大約 9.0 万人が屋外に出る可能性があります。なお、名駅一丁目～名駅四丁目の一時退避場所(A1～A9・A15・A16・A18・A19・A25)の収容人数は約 2.7 万人であり、道路に人があふれる可能性があります。

第3次 名古屋駅周辺地区 都市再生安全確保計画

(2) 退避施設

表-7 退避施設

(R7.7 時点)

番号	施設名称	所有者	管理主体	施設概要	備考
B1	ウインクあいち	愛知県	アイラック愛知株式会社	1階ホワイエ、会議室等	
B2	ミッドランドスクエア	トヨタ不動産㈱・トヨタ自動車㈱ ・三菱UFJ信託銀行㈱	ミッドランドスクエア管理組合	地下1階・1階ロビー、 地下1階・1階ホール、地下1階・1階通路	
B3	JRセントラルタワーズ	ジェイアールセントラルビル株式会社	ジェイアールセントラルビル株式会社	1階・2階通路・ロビー等	
B4	名鉄ビル	名古屋鉄道株式会社	名古屋鉄道株式会社	ホール	
B5	名古屋ルーセントタワー	6地権者	三井不動産ビルマネジメント株式会社	エントランス	
B6	愛知大学	学校法人愛知大学	学校法人愛知大学	フードコート、キャンパスレストラン、 エントランス、ホールの一部	
B7	モード学園スパイラルタワーズ	学校法人日本教育財団	学校法人日本教育財団	エントランス、通路、教室、ホール	
B8	JPタワー名古屋	日本郵便株式会社・名工建設株式会社	JPビルマネジメント株式会社	2階貫通通路、1階アトリウム、B1階ロビー等	
B9	大名古屋ビルヂング	三菱地所株式会社	三菱地所プロパティマネジメント株式会社	1階、B1階貫通通路	
B10	中日美容専門学校	学校法人中日学園	学校法人中日学園	地下講堂、イベントホール等	
B11	ストリングスホテル名古屋	株式会社ツカガ・グローバルホールディング	株式会社ベストブライダル	1階ロビー、パンケット等	
B12	アルカンシエル リュクスリゾート名古屋	株式会社アルカンシエル	株式会社アルカンシエル	パンケット等	
B13	名古屋国際センター別棟ホール	名古屋市	公益財団法人名古屋国際センター	ホール	
B14	Zepp Nagoya	株式会社 Zepp ホールネットワーク	株式会社 Zepp ホールネットワーク	ホール、1階ホワイエ等	
B15	名古屋未来工科専門学校	学校法人都築学園	学校法人都築学園	普通教室	
B16	大原簿記情報医療専門学校	学校法人名古屋大原学園	学校法人名古屋大原学園	1階ホール、教室の一部等	
B17	ロイヤルパークスERささしま	三井住友信託銀行株式会社	大和リビング株式会社	シェアハウス共用部、1階ラウンジ等	
B18	東京ITプログラミング&会計専門学校名古屋校	学校法人立志舎中央学園本部	学校法人立志舎中央学園本部	1階エントランス、普通教室等	
B19	マーケットスクエアささしま	東急不動産株式会社	株式会社東急コミュニティー	シネマ、通路	
B20	国際医学技術専門学校	学校法人東洋学園	学校法人東洋学園	普通教室等	
B21	中京テレビ放送株式会社本社ビル	中京テレビ放送株式会社	中京テレビ放送株式会社	エントランスホール、多目的スペース	
B22	JR ゲートタワー	東海旅客鉄道株式会社	ジェイアールセントラルビル株式会社	2階通路	
B23	シンフォニー豊田ビル	トヨタ不動産株式会社	トヨタ不動産株式会社	1階、B1階共用部	
B24	名古屋プライムセントラルタワー	2地権者	東京建物株式会社	業務棟エントランス	
B25	名鉄グランドホテル	名古屋鉄道株式会社	株式会社名鉄グランドホテル	11階宴会場等	
B26	LIXIL ショールーム名古屋	2地権者	株式会社 LIXIL	2階・3階通路、1階駐車場	
B27	イーオン中部本校ビル	ガイドー株式会社	ガイドー株式会社	5階ホール	
B28	第2太閤ビル	株式会社太閤ビルディング	株式会社太閤ビルディング	会議室等	
B29	サイプレスホテル名古屋駅前	株式会社ナカモサナルート	株式会社ナカモサナルート	宴会場	
B30	名古屋四季劇場	四季株式会社	四季株式会社	1階・2階ロビー、1階客席の一部等	
B31	グローバルゲート	ささしまライブ24特定目的会社、 大和ハウス工業株式会社	グローバルゲート管理組合 株式 会社第一ビルディング	オフィスエントランス(W・E)、 ロビー等	
B32	JICA 中部センター	独立行政法人国際協力機構	独立行政法人国際協力機構 JICA 中部センター	エントランス、セミナールームの 一部	
B33	三交イン名古屋新幹線口	丸大産業株式会社	株式会社三交イン	1階ラウンジ、ロビー	
B34	三交イン名古屋新幹線口 ANNEX	新名開発会社	株式会社三交イン	1階ロビー、通路	
B35	名鉄イン名古屋駅前	株式会社大都エンタープライズ	名鉄イン株式会社	1階ラウンジ、ロビー等	
B36	名鉄イン名古屋駅新幹線口	株式会社YREマネジメント	名鉄イン株式会社	1階ロビー、エントランス	
B37	ワシントンR&B ホテル名古屋新幹線口	ワシントンホテル株式会社	ワシントンホテル株式会社	1階ロビー	
B38	ワシントンR&B ホテル名古屋駅前	ワシントンホテル株式会社	ワシントンホテル株式会社	1階ロビー	
B39	イビスタイルズ名古屋	サムティ株式会社	アコー	1階ロビー、レストラン	
B40	ニッコースタイル名古屋	合同会社サポート 27号	合同会社名駅マネジメント	1階イベントラウンジ	
B41	イオンモール Nagoya Noritake Garden	三菱UFJ信託銀行株式会社	イオンモール株式会社	立体駐車場	
B42	キング観光サウナ名古屋駅柳橋店	株式会社キング観光	株式会社キング観光	3階～5階駐車場	
B43	モンブランホテルファイネ名古屋駅前	株式会社城野	株式会社城野	1階ロビー、レストラン	
B44	名古屋ビルディング桜館	名古屋ビルディング株式会社	名古屋ビルディング株式会社	1階エントランスホール	
B45	第2名古屋三交ビル	三交不動産株式会社	三重交通コミュニティ株式会社	1階屋内オープンスペース	

第3次 名古屋駅周辺地区 都市再生安全確保計画

B46	相鉄フレッサイン名古屋駅桜通口	SMFL みらいパートナーズ株式会社	株式会社相鉄ホテルマネジメント	1階ロビー、飲食店	
B47	相鉄フレッサイン名古屋駅新幹線口	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社	株式会社相鉄ホテルマネジメント	1階ロビー、朝食会場	
B48	東横 INN 名古屋駅新幹線口	光の翼有限会社	株式会社東横イン	1階ロビー	
収容人数合計				約 2.9 万人	

※退避施設は、管理主体が開設可能と判断した場合に限り開設されるものであり、使用できない場合もある。
 ※所有者・管理主体は場所のみを善意により提供するものであり、退避施設内の安全確保は、退避者が原則自己の責任において行うものとする。
 ※退避施設は、「退避施設開設・運営ガイドライン（試行版）」に基づくマニュアル作成後、供用開始。
 ※退避施設の収容人数は、一人あたり約1.65㎡を基準に算出した。
 ※退避施設の収容人数には、発災後に屋内待機をする帰宅困難来訪者を含む。
 ※本表に掲げる退避施設は、帰宅困難来訪者を、24時間を限度として受け入れるための施設と定義する。

参考 O1_【修正箇所表示】第3次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画（改定版）（令和7年7月一部変更）

当地区は帰宅困難来訪者約 4.4万人分を収容できる退避施設が必要ですが、退避施設の収容人数はまだ不足している状況にあります。

不足する都市再生安全確保施設の早期確保に向けては、既存施設の活用が重要となります。このため、本計画に位置付けた施設については、必要に応じて記載内容の精査・見直しを行うとともに、計画区域内の他の施設管理者等に対しても、退避施設などへの協力を呼びかけていきます。

(3) 情報伝達施設

表-8 情報伝達施設

番号	施設名称	所有者	管理主体	施設概要	備考
C1	中京テレビ放送株式会社 屋外ビジョン	中京テレビ放送株式会社	中京テレビ放送株式会社	社屋東側壁面	

※情報伝達施設においては、「情報伝達ガイドライン」に基づき、発災時の対応として必要な情報を提供するだけでなく、平常時の備えとして啓発の実施や情報入手・提供方法の周知に取組むものとする。

2-2 都市再生安全確保施設の整備に関する事業

都市開発事業の施行に関連して、退避施設を整備する事業を下表に示します。

(1) 退避施設

表-9 退避施設

番号	事業名	実施主体	実施期間(年度)	備考
b1	名古屋駅周辺地下公共空間	名古屋市	(調整中)	

これらの都市開発事業による都市再生安全確保施設の整備によって、一定の帰宅困難者の受入容量は確保されるものの、まだ十分ではありません。

さらなる民間による再開発の誘導を図ることで、退避施設などを拡充するとともに、ビジネス拠点・交流拠点として名古屋駅周辺のまちづくりを進める中で、中部圏の中核となるターミナル拠点にふさわしい高いレベルの安全確保を目指し、都市再生安全確保施設の整備を進めていきます。

※法第19条の15第2項第四号（都市再生安全確保施設を有する建築物の耐震改修その他の大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業及びその実施主体に関する事項）に関係する事項については、適宜掲載していくものとする

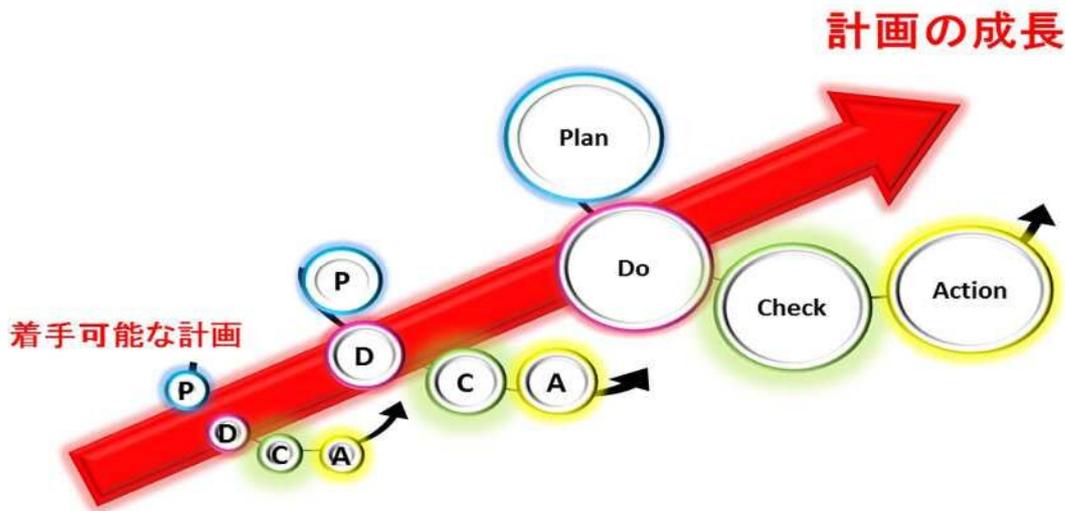
おわりに

1 計画の変更

本計画は、第1次計画を前提に、より実効性のある計画として作成したのですが、不足する退避施設などの拡充については、今後も引き続き官民連携して取り組み、計画内容のスケールアップを図っていきます。

また、計画検討の前提条件の変化や、名駅周辺地区における大規模都市開発の進展等、計画に記載されている事業内容の変更、取り組み成果の検証等から計画の改善・更新が必要となった場合には、計画の変更を行うものとします。

図-16 成長する計画(PDCAサイクルによる計画のスケールアップ)のイメージ

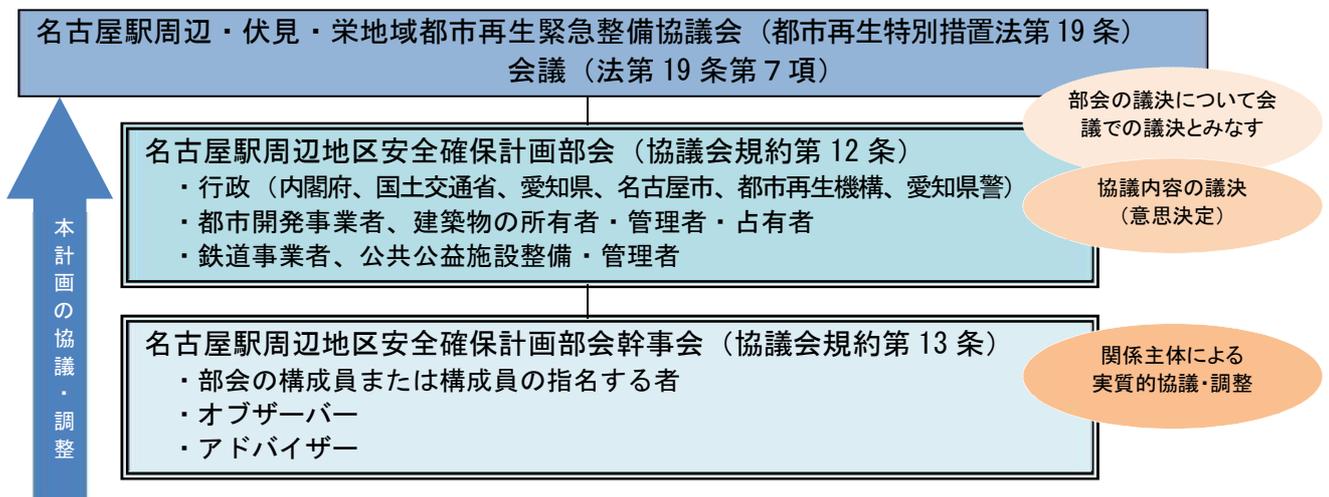


2 計画の体制

名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画は、都市再生特別措置法第19条の15第1項に基づいて、名古屋駅周辺・伏見・栄地域都市再生緊急整備協議会が作成します。同協議会のもとに平成25年7月に「名古屋駅周辺地区安全確保計画部会」が設置され、「名古屋駅周辺地区安全確保計画部会幹事会」での協議、調整等を経て、同部会の議決により作成します。

協議会並びに部会には、国、県・市等の行政関係者のみならず、民間事業者や鉄道事業者、ライフライン事業者にも構成員として参加を得て官民一体での取り組みを進めます。

図-17 計画の体制



参考資料

1 「退避施設開設・運営ガイドライン(試行版)」の概要

1 基本的な考え方

平成26年2月に作成された「第1次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画」に基づき、帰宅困難来訪者を受け入れる退避施設の開設・運営や、平常時の備え等に関する基本的な考え方を示したものです。本ガイドラインを参考に、各施設において運用マニュアルの作成をお願いするものです。

退避施設とは	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災から24時間を限度として帰宅困難来訪者を受け入れる施設 ・ 帰宅困難来訪者が安全に風雨をしのぐことのできる施設 ・ 1人当たり2㎡を目安に帰宅困難来訪者の受入を行う施設 ・ 昭和56年の建築基準法施行令改正による新耐震基準により建築された建物（耐震診断等により安全性が確認された建物や地下構造物も含む）
--------	--

2 平常時の備え

(1) 運営マニュアルの作成及び運営体制の取決め

発災時に退避施設を速やかに開設、運営できるよう運営マニュアルをあらかじめ作成しておくとともに、運営要員の確保等、運営体制についても取り決めておきます。

(2) 従業者等への周知

従業者等に対し、発災時の施設内待機及び退避施設の運営計画について周知します。

(3) 施設利用者への啓発

「むやみに移動を開始しない」という基本原則、退避施設とは「発災から24時間を限度として」「帰宅困難来訪者が安全に風雨をしのぐことのできる施設」であり、長期間にわたり避難するための施設とは異なることを平常時から啓発します。

(4) 施設の安全確保

建物の耐震性の確保、家具類の転倒・落下・移動防止対策、ガラス飛散防止対策等に努めます。また、可能な範囲で災害時の停電等に備えておきます。

(5) 情報の収集及び伝達の手段確保（退避施設及び一時退避場所における備え）

退避施設では、情報を収集するための手段及び滞在者に情報を伝達するための手段を確保しておきます。また、一時退避場所においても可能な範囲で情報伝達できると望ましい。

(6) 安否確認手段の確保

滞在者・来訪者が家族等と安否確認を行えるよう、災害用伝言板サービス等の使い方の説明体制及び通信手段を整備しておきます。

(7) 備蓄の確保及び配布ルールの取決め

受入時間が24時間であることを前提として可能な範囲で備蓄に努めるとともに、配布ルールについても取り決めておきます。

(8) 帰宅ルールの取決め

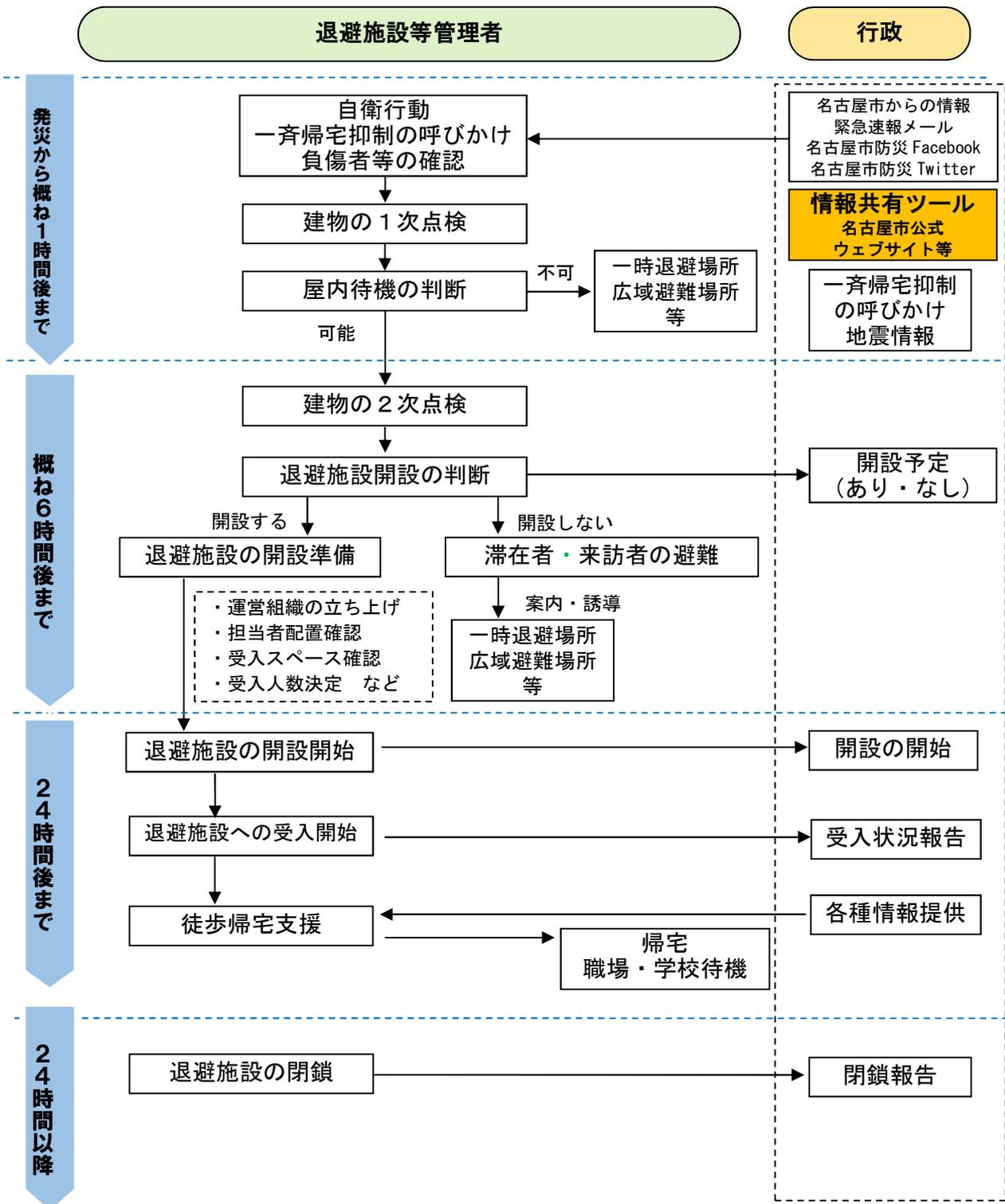
帰宅時間の集中を回避するため、帰宅する方面等を踏まえて段階的に帰宅する順番を取り決めておきます。

(9) 訓練の実施

退避施設の開設に関する訓練を定期的に実施して手順を確認し、必要に応じて検証結果を運営マニュアルに反映させます。

3 発災時の対応

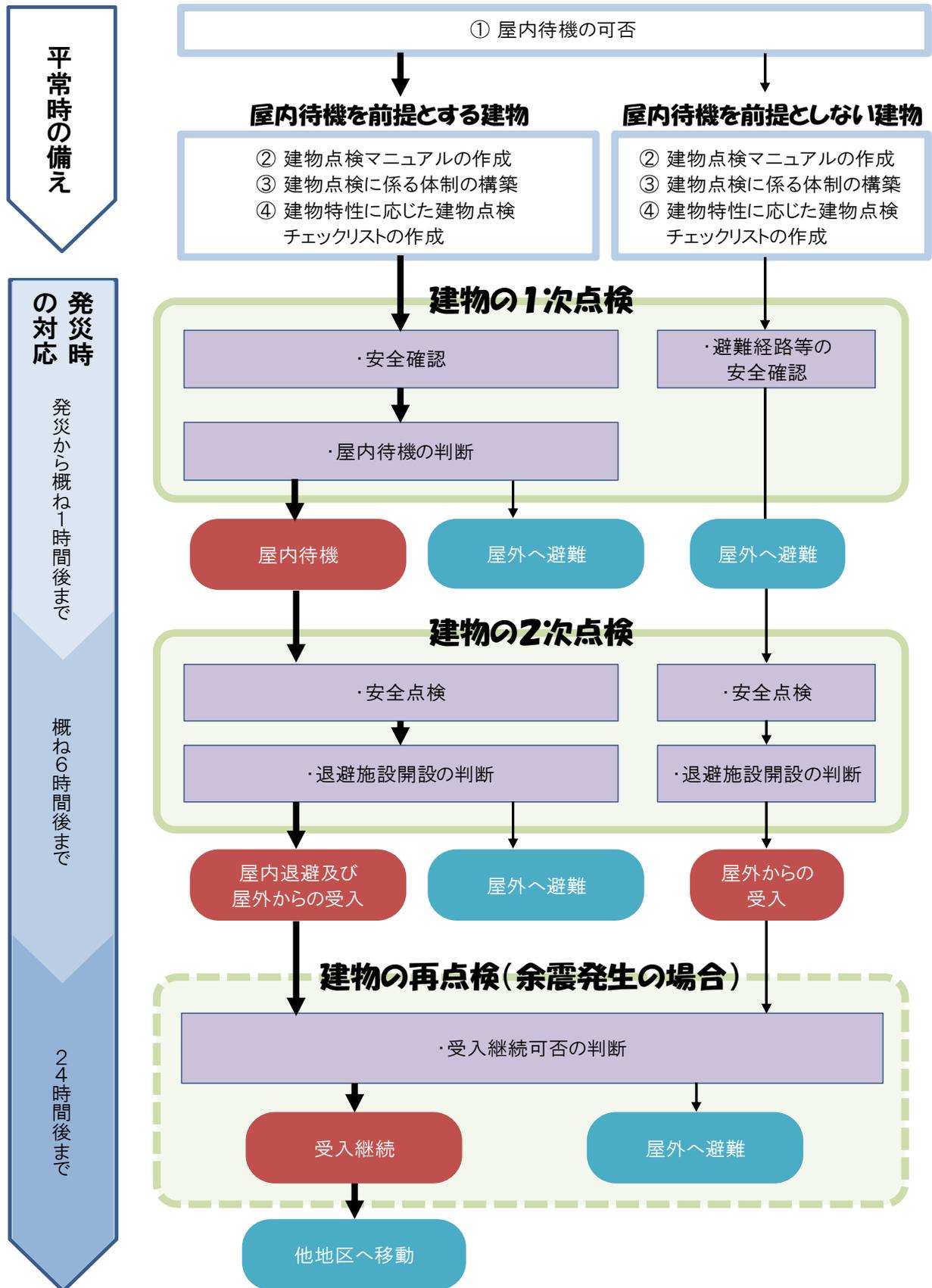
発災（発動基準：名古屋市域で震度6弱以上の地震が発生した場合）



- ・ 帰宅困難来訪者を受け入れる際には、帰宅困難来訪者に退避施設利用条件を示した利用承諾書へ署名後、受け入れるものとする。ただし、退避施設の利用状況等により利用承諾書への署名が困難な場合は、利用規約の掲示、利用規約の配布など、受入条件の周知徹底を図る。
- ・ 余震発生の際は、余震の大きさに応じて適宜、建物の再点検を行うとともに、点検結果を踏まえ所要の対応を行う。

4 退避施設の建物点検要領

退避施設として開設し、運営するために必要な建物点検に係る対応は以下に示すとおりです。



(1) 平常時の備え

ア) 屋内待機の可否

- ・大規模地震の発生直後は、大量の滞在者・来訪者が屋外に出ることによる地区内の混乱の発生が想定されるため、屋内待機が望ましい。
- ・建物によっては耐震性や業務形態、人員体制などの条件により、屋内待機を前提としないことも考えられるため、屋内待機の可否についてあらかじめ決めておきます。

イ) 建物点検に係る体制の構築

- ・基本的には2人1組で行います。
- ・災害時には必要な人員確保が困難な場合も想定されるため、専門知識・経験を有する社員だけでなく、一般の社員も組み込んだ人員・体制を事前に構築しておきます。

ウ) 建物特性に応じた建物点検チェックリストの作成

- ・本ガイドラインを参考に自社建物の特性に合わせたチェックリストを事前に作成しておきます。

【建物分類毎の点検項目の特徴 (例)】

- ・業務ビル … 一般的な点検項目
- ・商業（飲食店含む） … 業務ビルに比べ、火災、ガス漏れの有無等の点検項目が多い
- ・地下街 … 地上との出入り口などとのジョイント部の点検が必要
- ・小規模ビル … 液状化による影響を受けやすい など

(2) 発災時における建物点検の実施

ア) 1次点検

時期	発災から概ね1時間後までに
範囲	自社建物及び自社敷地内
項目	室内照明の落下状況やその可能性、ガラス窓の破損状況、什器の転倒状況やその可能性など、身の回りの安全性を目視確認する。

<点検後の滞在者・来訪者への対応>

- (1) 屋内待機を前提とする建物 : 屋内待機又は一時退避場所へ避難。
- (2) 屋内待機を前提としない建物 : 避難経路等の安全確認を行った後、一旦一時避難場所へ避難。

イ) 2次点検

時期	発災から概ね1時間後から概ね6時間後までに	
範囲	自社建物内及び自社敷地内（可能であれば、近隣歩道上の安全性についても確認）	
項目 (共通)	建物の強度に係る部分等の建物全体を専門的な視点から慎重かつ速やかに点検する。	
	施設全体	建物・躯体（傾斜・沈下）、外部階段（落下・転落の危険性）、隣接建物（傾斜）、周辺地盤（陥没・隆起）
	施設内部	床（傾斜・陥没）、廊下・階段・壁（ひび割れ・剥離）、天井・照明（落下）、火災・ガス漏れ、防災設備・消火設備（故障）、電力（供給停止）、上水道（漏水）

<点検後の帰宅困難来訪者への対応>

- (1) 屋内待機を前提とする建物 : 屋内の退避場所へ誘導（受入れ）又は屋外へ避難。
- (2) 屋内待機を前提としない建物 : 可能な場合は受入れ。

2 「情報伝達ガイドライン(試行版)」の概要

1 基本的な考え方

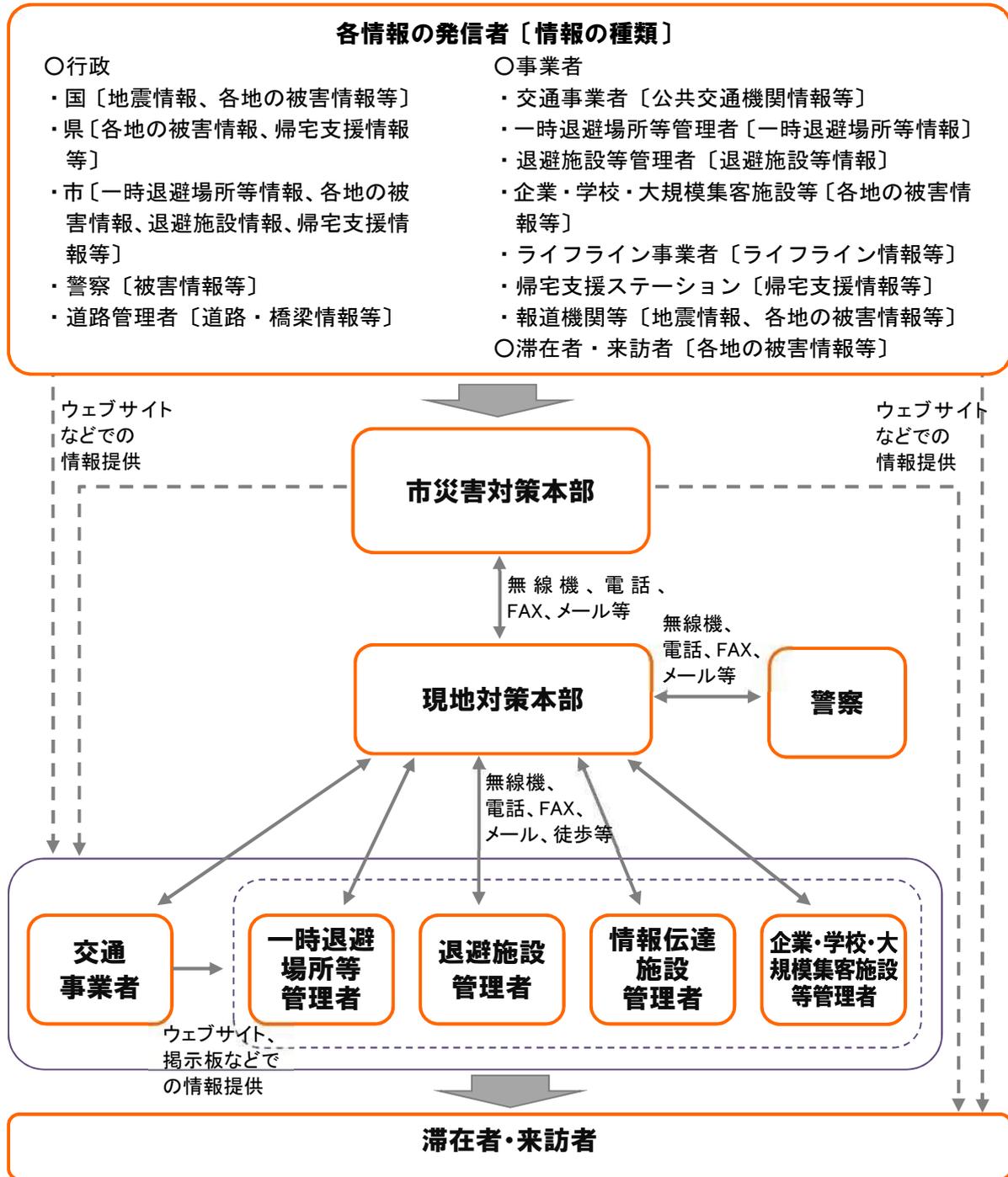
本ガイドラインは、名古屋駅周辺地区における帰宅困難者対策に係る情報伝達に関する基本的な考え方を示したもので、発災時に地区内の事業者の皆様がいつどのような情報を提供していただくか、滞在者・来訪者はいつどこでどのような情報をどのように入手できるか、また、平常時の備えとしてそれぞれが何をしておくべきか等を整理するものです。

2 発災時に提供が求められる情報

区分	種類	内容	情報の提供時間帯				
			発災	1時間後	6時間後	24時間後	
発災	注意喚起・周知	安全確保の周知・注意喚起	■				
		混乱回避の周知・注意喚起	■				
発災から概ね1時間後まで	情報入手・提供方法と場所	各種ウェブサイト、SNS(フェイスブック・ツイッター)、災害用伝言板等のアドレス及び使用方法	■				
		通信スポット、公衆電話、情報伝達施設、(大型ビジョン、デジタルサイネージ)、掲示板等の場所	■				
概ね6時間後まで	滞在者・来訪者を安全に退避・帰宅させるための情報	地震情報		■			
		公共交通機関情報		■			
		建物被害情報		■			
		一時退避場所等情報		■			
		医療情報		■			
		帰宅支援情報			■		
		各地の被害情報			■		
		道路・橋梁情報					
		ライフライン情報			■		
		気候情報					
		退避施設情報					■

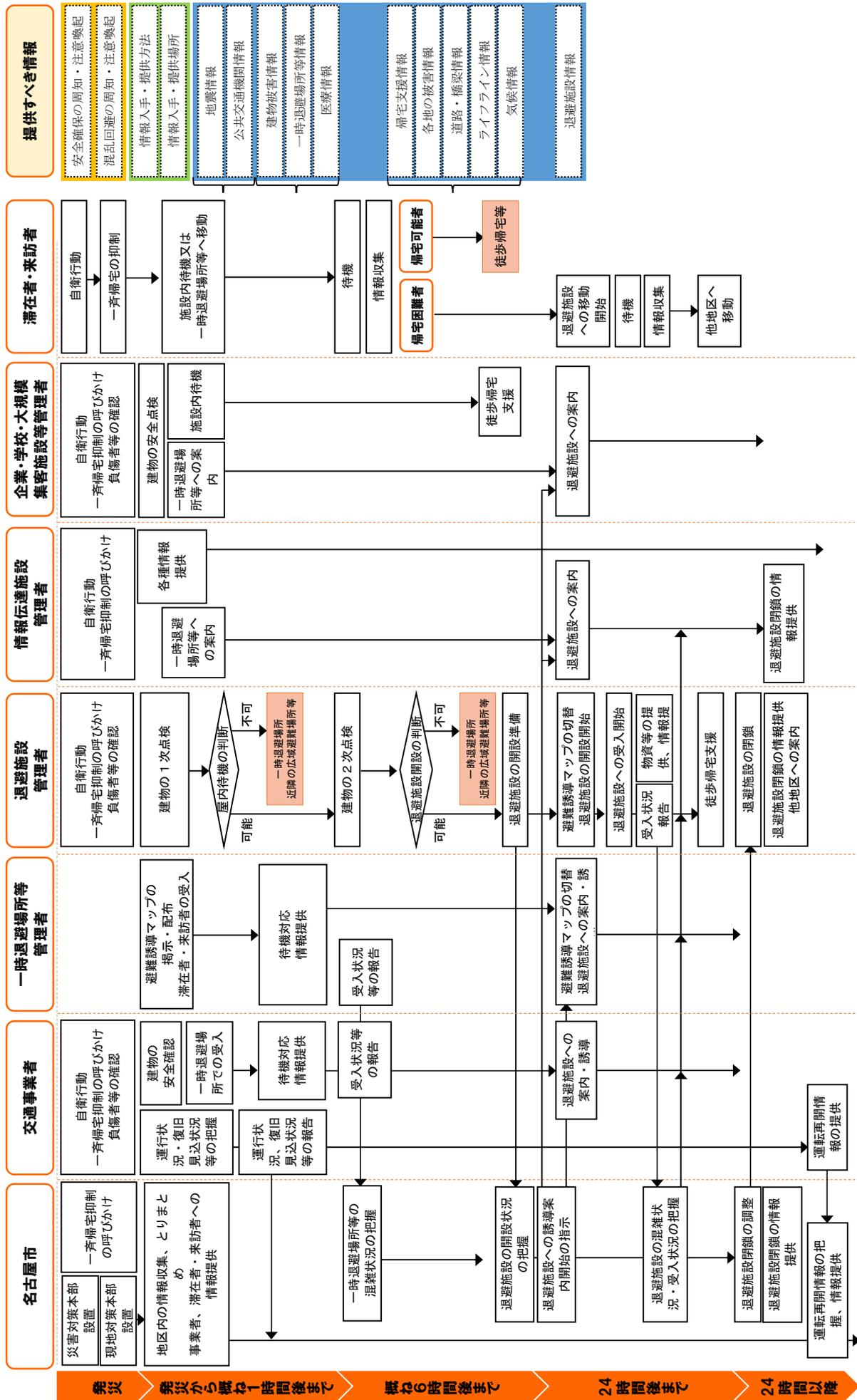
3 情報伝達の体制

滞在者・来訪者への情報伝達にあたっては、発信者から直接情報を提供できる場合と、市災害対策本部、地区内の現地対策本部及び事業者を通じて情報を提供できる場合があります。これらの情報を滞在者・来訪者に対して混乱なく、かつ円滑に提供するためには、発災時の情報伝達の流れを平常時から把握しておくことが重要です。



※ 現地対策本部は、市災害対策本部の指示に基づいて、名古屋駅周辺地区内に設置されます。市職員はじめ関係機関担当者等によって構成され、地区内の情報伝達の統括的役割を担います。（現地対策本部については、現在のところ、設置に向けた検討を行っているため、市災害対策本部が代行する。）

4 情報提供の基本的な流れ



※ 各情報の提供・報告は可能な範囲で実施することとする。

5 平常時の備え

(1) 啓発の実施

行政と事業者が連携し、発災時に備え一人ひとりが平常時から行うべき取組みが認識されるよう、帰宅困難者対策に係る啓発を平常時から継続的に行います。

(2) 情報伝達体制の構築

発災時に必要な情報が伝達できるよう、地区内における情報伝達体制を平常時から確立しておく必要があります。具体的には、情報伝達のルールや流れについて共通認識を持ち連携に努めること、情報伝達に必要な機器の確保・整備に努めることが必要です。また、本情報伝達ガイドラインを地域で周知・確認しておくことも重要です。

○連絡機器の確保（防災無線）

- ・一時退避場所や退避施設等の管理者間で情報伝達をするためのデジタル簡易無線機等を常備。

○連絡簿の作成と定期更新

- ・関係機関の連絡先と連絡窓口・担当者等を掲載した連絡簿を関係者全員で共有し、定期的に更新（年1回程度）。

○訓練・研修等による人材育成

- ・災害や情報収集伝達に関する訓練や研修を通して人材を育成。

○情報共有ツールの構築

- ・関係機関で情報を共有するための基盤を構築。

(3) 情報入手・提供方法と場所の周知

行政と事業者が連携し、発災時に滞在者・来訪者が必要な情報を収集できるよう、各種情報の入手・提供方法（各種ウェブサイト、SNS、災害用伝言板等）、場所（Wi-Fi等の通信スポットの場所等）に関する情報を、平常時から把握しておきます。

(4) 各施設内における情報伝達環境の整備

事業者は、発災時、施設内待機する滞在者・来訪者が自ら判断し行動するために適宜必要な情報を提供できるよう、各施設内における情報伝達環境を平常時から整備しておきます。

(5) 安否確認手段・情報入手方法と場所の確認

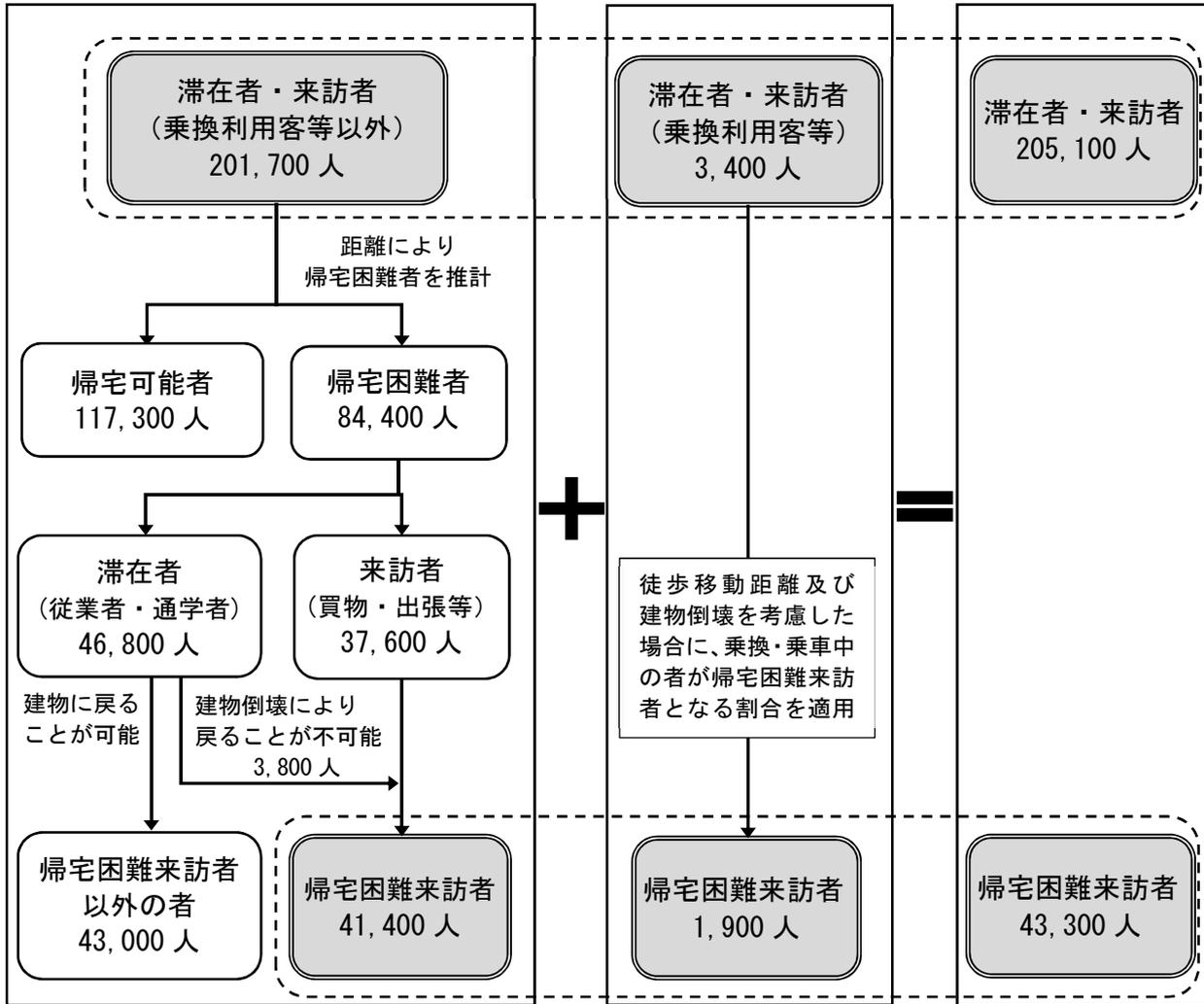
発災時に帰宅困難者になる場合に備え、一人ひとりが平常時から備えておく必要があります。具体的には、家族等との安否確認手段の確保、各種情報の入手・提供方法（各種ウェブサイト、SNS、災害用伝言板等）、場所（Wi-Fi等の通信スポットの場所等）の確認等を行っておきます。

3 「情報伝達ツール」の概要

大規模地震発生時に当地区内の帰宅困難者等が自らの判断で帰宅等できるよう、分かりやすく、かつ、効率的に情報伝達の可能な以下のツールについて、部会構成員が中心となり作成し、必要に応じて更新します。

種 類	対象者	活用時期	活用方法	概 要	
事業者向け啓発パンフレット	事業者	平常時	対象者へ配布	発災時の混乱回避、従業者・通学者等の安全確保及び徒歩帰宅のために、事業所で平常時から備えるべき対策等を中心に周知・啓発するもの	
携帯マニュアル	滞在者・来訪者	平常時及び発災時	駅等の各施設に配架／事業者より従業者等へ事前配布	発災時の混乱回避、安全確保及び徒歩帰宅のために取るべき行動及び必要な情報等を周知・啓発し、発災時に使えるよう常に携帯してもらうもの	
啓発ポスター		平常時及び発災時	駅等の各施設に平常時から掲示	発災直後の混乱回避及び安全確保のために取るべき行動等を中心に周知・啓発するもの	
避難誘導マップ		発災時（退避施設開設までの間）	駅等の各施設に掲示		地震発生時にエリア内に滞在する者に対して一時退避場所等への誘導や発災時に必要となる情報を知らせるもの
		発災時（退避施設開設から閉鎖までの間）			一時退避場所等に避難している者に対して、退避施設等の所在地や発災時に必要となる情報を知らせるもの
防災アプリ		平常時又は発災時	対象者がダウンロード	現在地とともに「徒歩帰宅支援ステーション」、「一時退避場所等」、「退避施設」の場所をスマートフォンやタブレットで確認できるもの	

4 帰宅困難者等の推計について



【滞在者・来訪者（乗換利用客等以外）の推計】

- 第5回中京都市圏パーソントリップ調査（平成23年）をもとに、名古屋駅周辺地区内の滞在者・来訪者を時間帯別に推計した結果であり、平日14時頃が最大値となります。また平成23年以降の開発事業等による影響は、公共交通機関利用者数の経年変化データ（平成30年）をもとに補正し、中京圏以外（国外含む）からの滞在者・来訪者数は、旅客地域流動調査及び出入国管理統計調査をもとに補正しています。

【滞在者・来訪者（乗換利用客等）の推計】

- 大都市交通センサス（平成27年）をもとに、乗換えのため駅構内にいる利用客及び車両内に留まっている乗客を推計した結果です。

【帰宅困難来訪者の推計】

- 自宅までの直線距離に応じた帰宅困難率（距離10km以内は全員が帰宅可能、10～20kmでは1km長くなるごとに帰宅可能者が10%ずつ減少、20km以上は全員が帰宅困難）及び建物倒壊率の想定結果をもとに、滞在者・来訪者数から、徒歩帰宅可能な人及び建物に戻ることが可能な人を除外した推計結果です。